

第3期大和村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



令和7年3月
鹿児島県 大和村

余白ページ

ごあいさつ

平素より村民の皆様には、本村の福祉行政にご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

全国的に、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

国においては、令和5年4月、子どもに関する施策の基盤となる「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども基本法の理念に基づき幅広い子ども施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されています。

本村においても、こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、子どもや子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、子どもが夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるむらを目指すことができるように、施策を推進する必要があります。

このような状況を踏まえ、これまでの施策の進捗状況や新たな課題等の分析や検討を重ね、多様化するニーズに対応した子育て施策を推進するため、令和7年度から令和11年度までを新たな計画期間とする「第3期大和村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の推進においては、基本理念である「住み慣れた大和村で 安心して豊かに自分らしく」の実現に向け、4つの基本目標を掲げ、全ての子育て家庭のウェルビーイングの向上を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見やご提案を賜りました大和村子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等にご協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和7年3月

大和村長 伊集院 幼



～ 目 次 ～

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	1
4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正.....	2
5 「こども大綱」をめぐる国の動向.....	3
6 計画の策定方法、策定体制.....	5
第2章 子どもを取り巻く状況	7
1 現状データの状況.....	7
2 保護者アンケート調査結果.....	13
第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題	37
1 見込み及び実績の状況.....	37
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況.....	41
3 基本目標ごとの評価指標達成状況.....	52
4 本村の課題.....	53
第4章 基本理念、基本目標、施策の体系	55
1 基本理念.....	55
2 基本目標.....	55
3 施策の体系.....	56
第5章 基本目標ごとの取組	57
基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり.....	57
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援.....	57
2 地域における子育ての支援.....	58
基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備.....	61
1 学校の教育環境等の整備.....	61
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上.....	63
基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....	64
1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援.....	64
2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援.....	65
3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進.....	65
4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組.....	66

基本目標4 子育てを応援する環境づくり.....	69
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減.....	69
2 地域子育て支援、家庭教育支援.....	70
3 共働き・共育での応援.....	70
第6章 事業計画.....	72
1 提供区域.....	72
2 量の見込み及び確保方策の概要.....	72
3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策.....	75
4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....	78
5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	84
6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	84
7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....	84
8 放課後児童対策.....	85
第7章 計画の推進と進行管理.....	86
1 計画の推進体制.....	86
2 計画の進捗管理.....	86
資料編.....	87
1 大和村子ども・子育て会議条例.....	87
2 大和村子ども・子育て会議委員名簿.....	88
3 用語解説.....	89

【用語解説について】

この計画書の中で、〇〇〇*となっている部分は 89～90 頁に用語解説を掲載
しています。ご活用ください。

余白ページ

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

本村では、令和2年3月に「住み慣れた大和村で 安心して豊かに自分らしく」を基本理念とする「第2期大和村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、子どもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、子どもの虐待、子どもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て支援法関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「日本一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指し、また、平成29年の「子育て安心プラン」では令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げていました。さらに、平成31年2月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、同年10月より、幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築を進めてきました。こうした制度を構築し、推進する上で、子どもを権利の主体と位置付けながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

国の動きや社会の動向を踏まえ、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備の方向性を明らかにするため「第3期大和村子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」、「母子保健を含む成育医療等に関する計画」として策定します。

なお、計画策定に当たっては、本村の最上位計画である「大和村総合振興計画」をはじめとして、地域福祉計画、教育振興基本計画、障害者計画、障害児福祉計画等の関連計画との整合を図っていきます。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、令和7年度から令和11年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

4 留意すべき国の基本指針の改正、法改正

(1) 子ども・子育て支援法に基づく基本指針の改正

【改正の概要】

1. 妊婦等包括相談支援事業に関する事項の追加

→新たに地域子ども・子育て支援事業に位置付けられた妊婦等包括相談支援事業について、基本指針中の所要の箇所に規定を行うとともに、市町村子ども・子育て支援事業計画において量の見込み（事業需要量）を設定する際の参酌基準^{*}を設定する。

2. 児童発達支援センター等に関する事項等の追加

→市町村子ども・子育て支援事業計画において、障害児支援の体制を整備するに際し、関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂^{*}（インクルージョン）を推進すること等を規定。

3. 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に関する事項の追加

→乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、基本指針に位置付け等を行う。

4. 経営情報の継続的な見える化に関する事項の追加

→経営情報の継続的な見える化について、基本指針に位置付け等を行う。

5. 産後ケアに関する事業の追加

→産後ケア事業の参酌標準^{*}や、産後ケア事業等実施時における留意点の規定等を行う。

(2) 子ども・子育て支援法等の一部改正

【改正の概要】

1. こども未来戦略の「加速化プラン」において実施する具体的施策

児童手当の抜本的拡充、妊婦のための支援給付の創設、妊婦等包括相談支援事業の創設、乳児等のための支援給付（こども誰でも通園制度）の創設、産後ケア事業を地域子ども・子育て支援事業に位置付け、教育・保育を提供する施設・事業者に経営情報等の報告を義務付け、施設型給付費等支給費用の事業主拠出金の充当上限割合の引上げ、拠出金率の法定上限の引下げ、児童扶養手当の第3子以降の加算額の引上げ、ヤングケアラー^{*}を国・地方公共団体等による子ども・若者支援の対象として明記、出生後休業支援給付及び育児時短就業給付を創設、育児期間中の国民年金保険料免除措置の創設。

2. 子ども・子育て支援特別会計（いわゆる「こども金庫」）の創設

→こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、子ども・子育て支援特別会計を令和7年度に創設。

3. 子ども・子育て支援金制度の創設

→少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度を令和8年度に創設。

5 「こども大綱」をめぐる国の動向

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

また、子どもを取り巻く社会問題に対して本質的な対策を進め、解決するために令和5年4月1日に「こども家庭庁」が設立されました。子育てや少子化、児童虐待、いじめなどの分野で従来は内閣府や厚生労働省が担っていた事務を一元化することを目的としています。

その後、「こども大綱」の策定に向けて、「こども家庭審議会」や「こども家庭審議会基本政策部会」等が開催され、様々な検討が行われました。

令和5年12月22日、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」を閣議決定しました。

「こども大綱」は、従来の「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込むことで、これまで以上に総合的かつ一体的にこども施策を進めていくこととしています。

また、令和5年12月22日には「こども未来戦略[※]」、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン[※]（はじめの100か月の育ちビジョン）」、「こどもの居場所づくりに関する指針[※]」もあわせて閣議決定されています。

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約^{*}の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

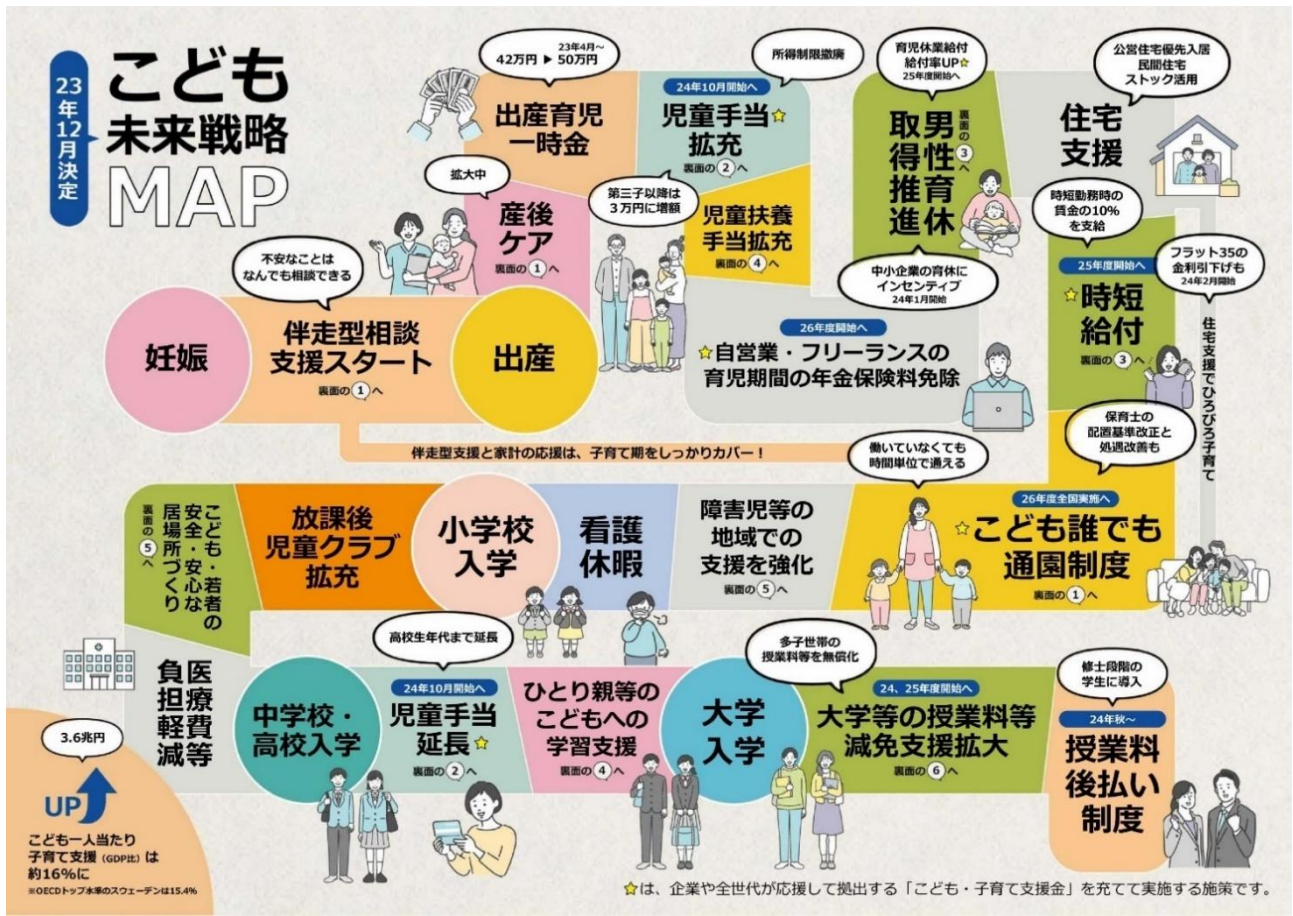
- ・心身ともに健やかに成長できる
- ・個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- ・様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- ・夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り拓くことができる
- ・固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- ・自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- ・不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- ・虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- ・働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- ・自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- ・希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- ・それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- ・社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

- ① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
- ② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えたとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに



幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン (はじめの100か月の育ちビジョン) 概要

令和5年12月22日 閣議決定

はじめの100か月の育ちビジョンを策定し全ての人と共有する意義

幼児期までこそ、生涯にわたるウェルビーイング (身体的・精神的・社会的に幸せな状態) の向上にとって最重要

- ✓ 誰一人取り残さないひとしい育ちの保障に向けては課題あり
- ※児童虐待による死亡事例の約半数が0～2歳/就園していないこどもは、家庭環境により、他のこどもや大人、社会や自然等に触れる機会が左右される
- ✓ 誕生・就園・就学の前後や、家庭・園・関係機関・地域等の環境間に切れ目が多い
- ⇒ 社会全体の認識共有×関連施策の強力な推進のための羅針盤が必要

目的 全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上

こども基本法の理念ののっとり整理した5つのビジョン

1 こどもの権利と尊厳を守る

⇒ こども基本法にのっとり育ちの質を保障

- ✓ 乳幼児は生まれながらにして権利の主体
- ✓ 生命や生活を保障すること
- ✓ 乳幼児の思いや願いの尊重

2 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める

⇒ 乳幼児の育ちには「アタッチメント (愛着)」の形成と豊かな「遊びと体験」が不可欠

挑戦

不安な時などに身近なおとなが寄り添うことや、安心感をもたらす経験の繰り返しにより、安心の土台を獲得

豊かな「遊びと体験」 <挑戦>

多様なこどもやおとな、モノ・自然・絵本・場所など身近なものとの出会い、関わりにより、興味・関心に合わせた「遊びと体験」を保障することで、挑戦を応援

⇒ 全ての人のウェルビーイング向上にもつながる

3 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える

⇒ 育ちに必要環境を切れ目なく構築し、次代を支える循環を創出

- ✓ 誕生の準備期から支える
- ✓ 幼児期と学童期以降の接続
- ✓ 学童期から乳幼児と関わる機会

4 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする

⇒ こどもに最も近い存在をきめ細かに支援

- ✓ 支援・応援を受けることを当たり前に
- ✓ 全ての保護者・養育者につながる
- ✓ 性別にかかわらず保護者・養育者が共育ち

5 こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

⇒ 社会の情勢変化を踏まえ、こどもの育ちを支える工夫が必要

- ✓ 「こどもまんなかチャート」の視点 (様々な立場の人がこどもの育ちを応援)
- ✓ こどもも含め環境や社会をつくる
- ✓ 地域における専門職連携やコーディネーターの役割も重要

【「はじめの100か月」とは】

本ビジョンを全ての人と共有するためのキーワードとして、母親の妊娠期から幼保小接続の重要な時期 (いわゆる5歳児～小1) までがおおむね94～106か月であり、これらの重要な時期に着目

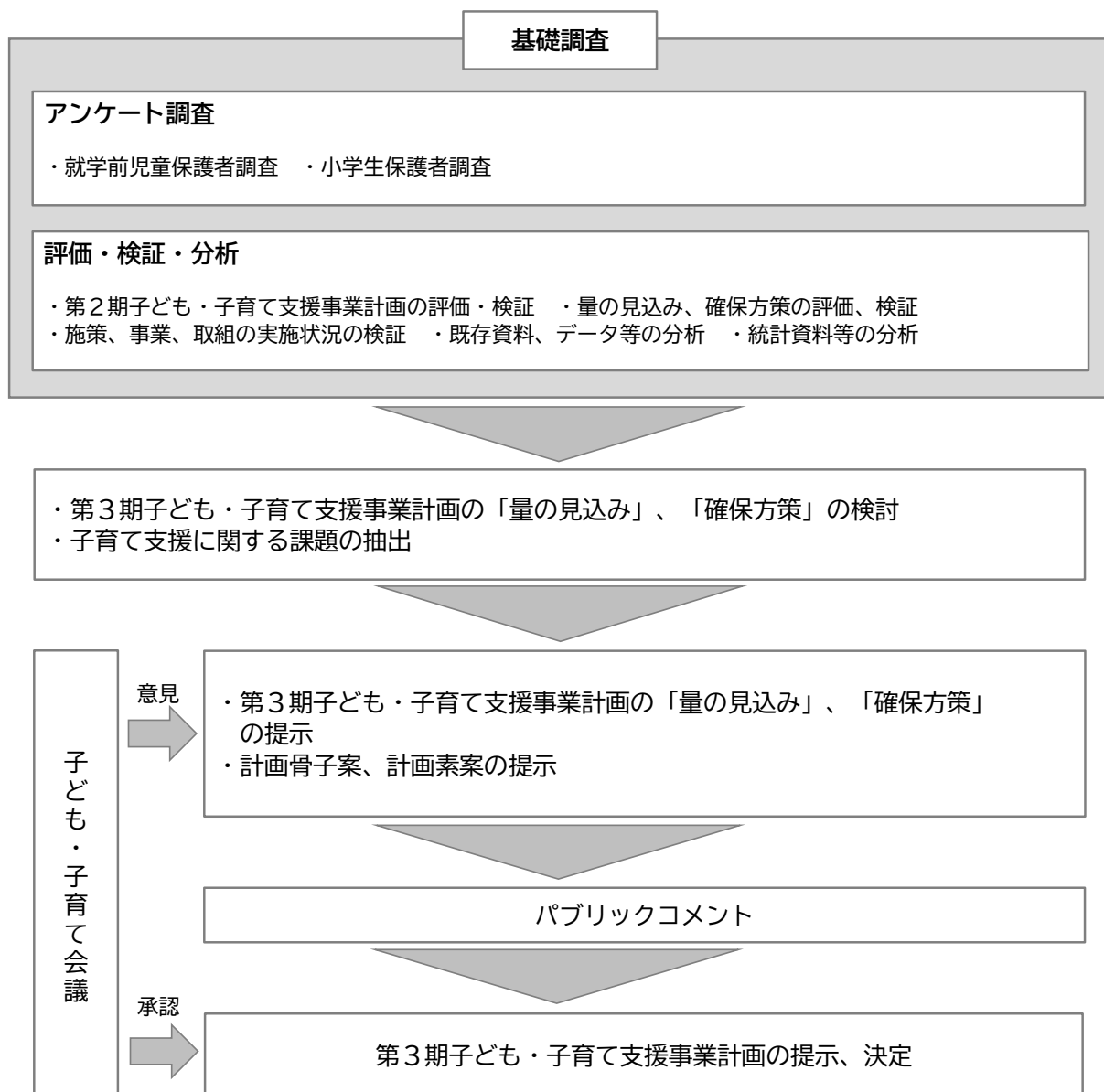
はじめの100か月の育ちビジョンに基づく施策の推進

- ✓ こども大綱の下に策定する「こどもまんなか実行計画」の施策へ反映
- ✓ 全ての人の具体的行動を促進するための取組を含め、こども家庭庁が司令塔となり、具体策を一体的・総合的に推進

6 計画の策定方法、策定体制

(1) 計画策定方法

本計画の策定方法は下図のとおりです。



(2) 保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、 「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本村在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に令和6年2月に実施しました。

(3) 大和村子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第72条の規定に基づく「大和村子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

期 日	主な内容
令和6年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 策定スケジュールについて ・ 計画策定の概要について ・ 子どもを取り巻く状況について ・ 第2期計画の実施状況について
令和6年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前回会議の振り返り ・ 量の見込みと確保方策及び全体の構成案について ・ その他（認定こども園について）
令和7年1月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第3期大和村子ども・子育て支援事業計画素案について
令和7年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 第3期大和村子ども・子育て支援事業計画最終案について

(4) パブリックコメント

本計画案に対し、広く村民の意見を聴取するため、令和7年1月27日から2月7日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

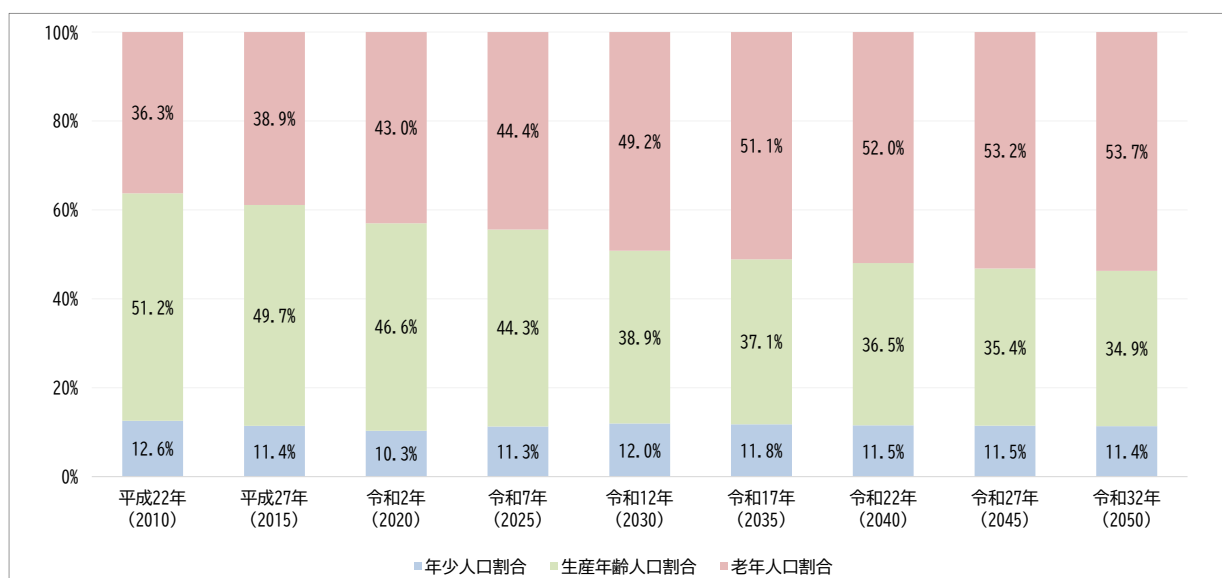
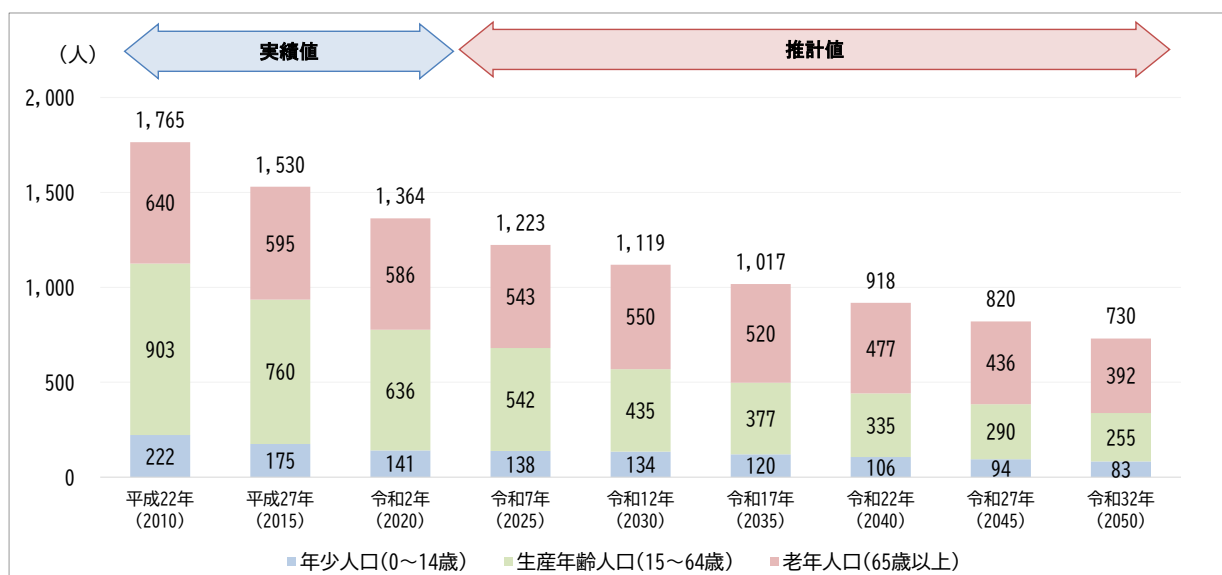
第2章 子どもを取り巻く状況

1 現状データの状況

(1) 人口の推移及び推計

総人口は、平成22年の1,765人が令和2年には1,364人となり、401人の減少となっています。

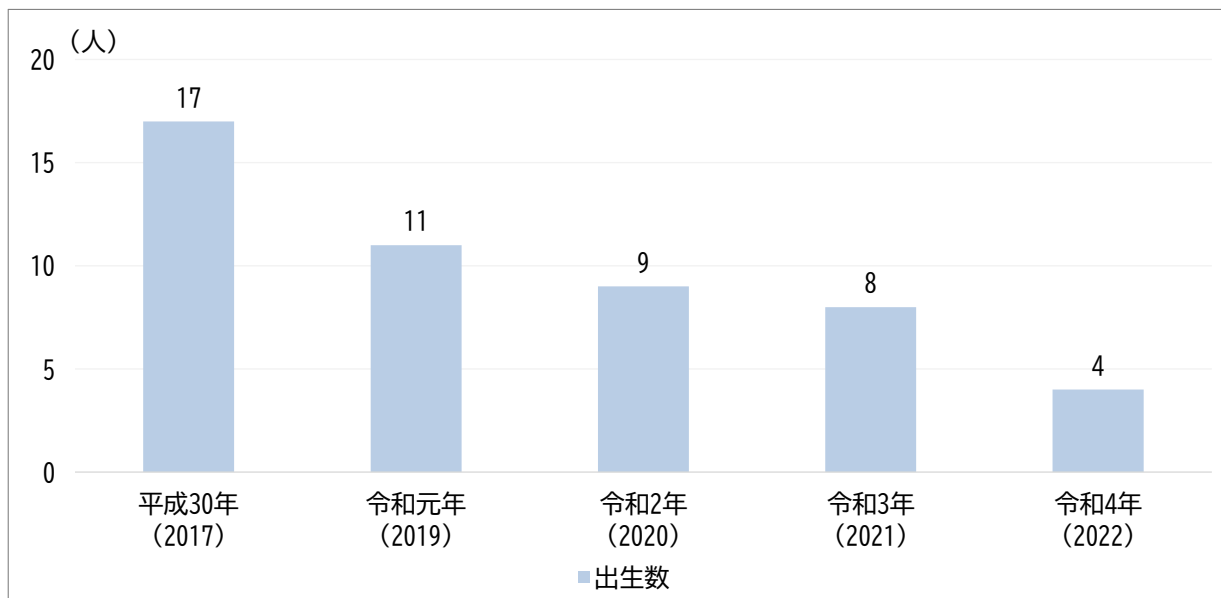
今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の総人口は730人、年少人口（0～14歳）は83人、総人口に占める年少人口割合は11.4%となる見込みとなっています。



出典：国勢調査（平成22年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～令和32年）

(2) 出生数の推移

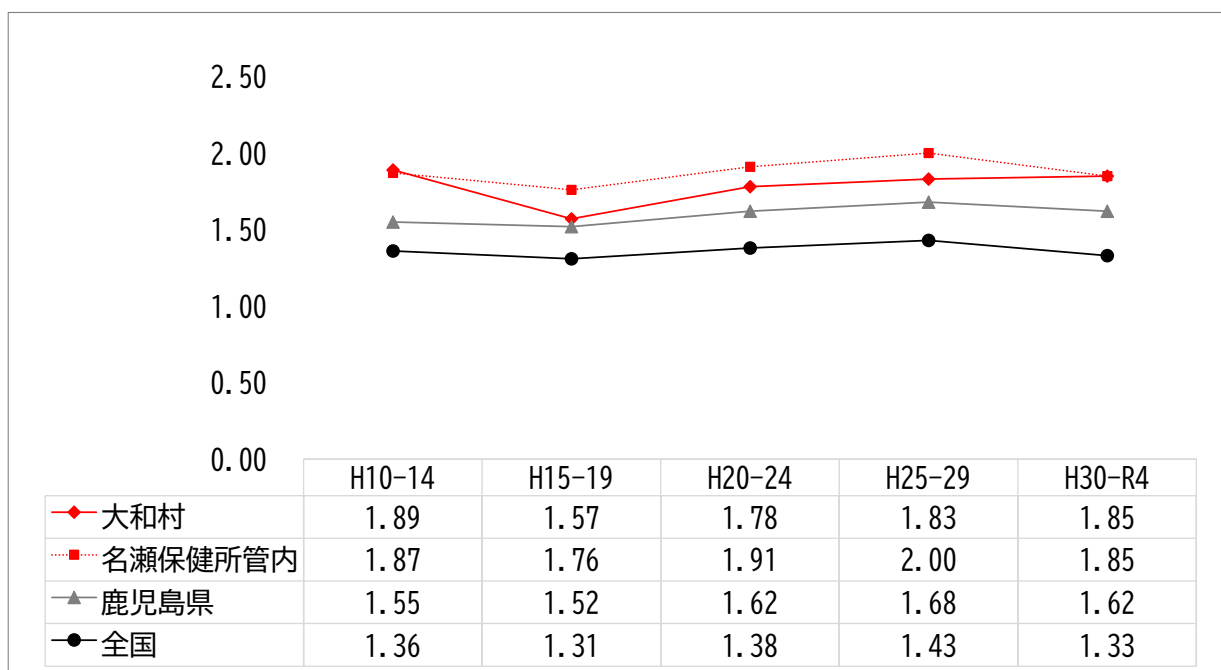
出生数は減少傾向にあり、令和4年の出生数は4人となっています。



出典：人口動態統計

(3) 合計特殊出生率※の推移

平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.85で、全国、鹿児島県平均より高い水準で推移しています。



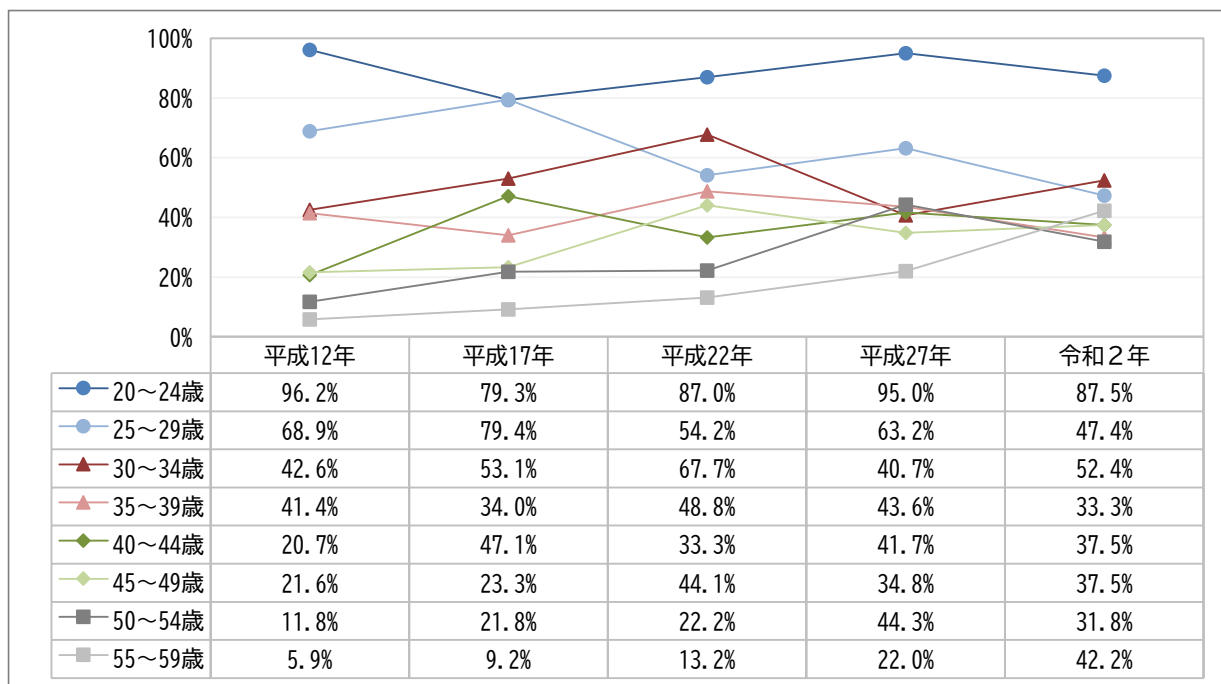
出典：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 未婚率の推移

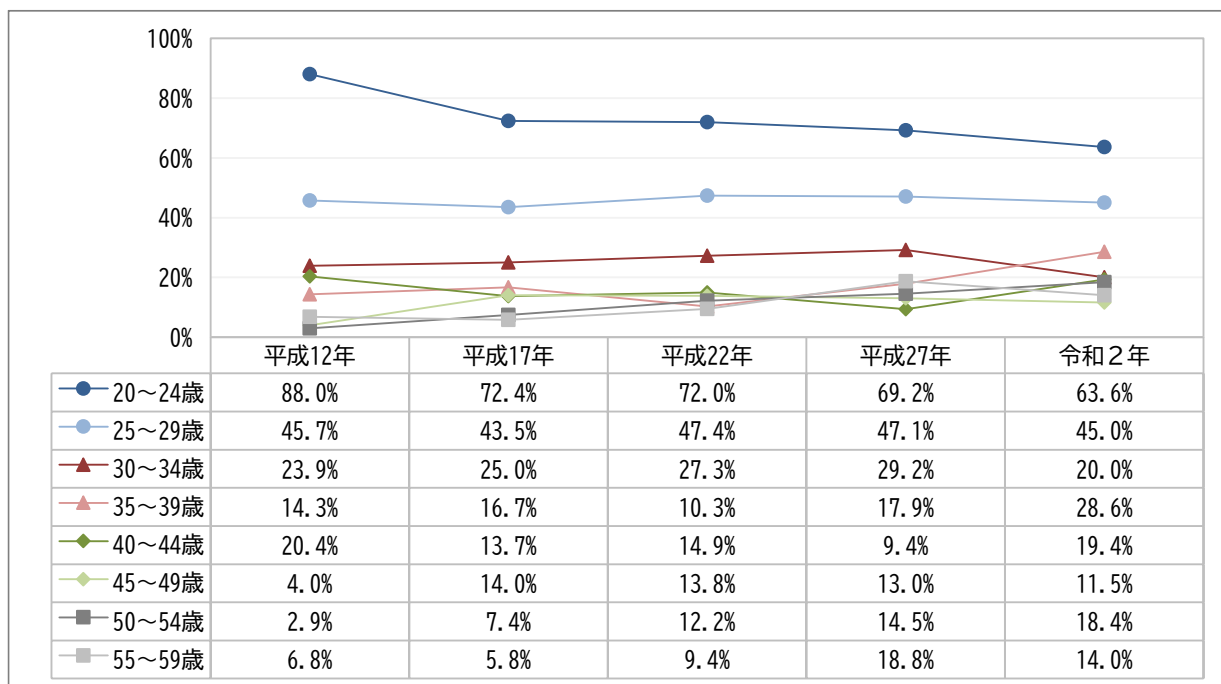
男性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、30～34歳で11.7ポイント、55～59歳で20.2ポイント上昇しており、伸びが顕著となっています。

女性の未婚率を令和2年と平成27年で比較すると、35～39歳で10.7ポイント、40～44歳で10ポイント上昇しており、伸びが顕著となっています。

【年代別未婚率の推移（男性）】



【年代別未婚率の推移（女性）】

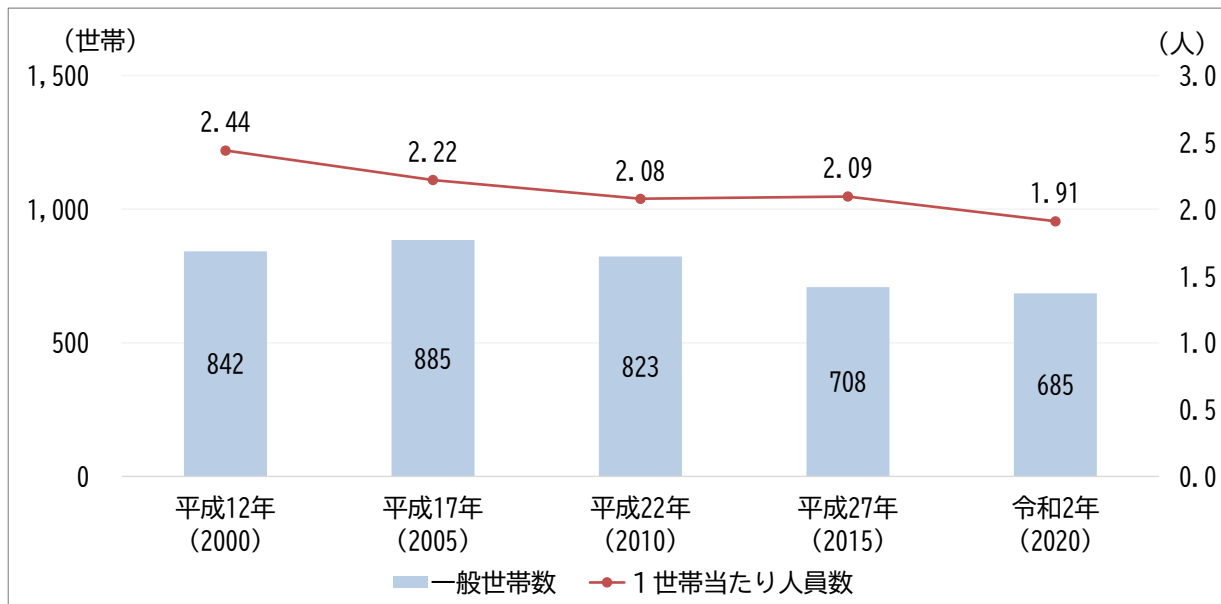


出典：国勢調査

(5) 世帯の状況

① 一般世帯数、1世帯当たり人員数の推移

令和2年の一般世帯数は685世帯、1世帯当たり人員数は1.91人となっており、一般世帯数及び1世帯当たり人員数ともに減少傾向で推移しています。

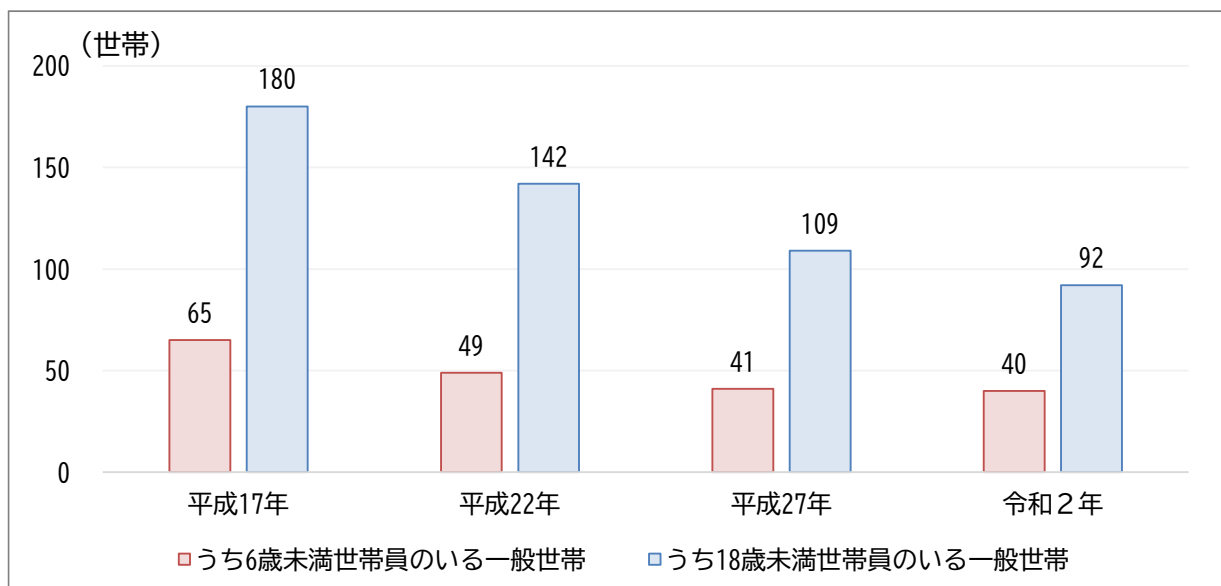


出典：国勢調査

② 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数

ア) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の推移

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数は40世帯、18歳未満の子どものいる世帯数は92世帯となっており、いずれも減少傾向で推移しています。

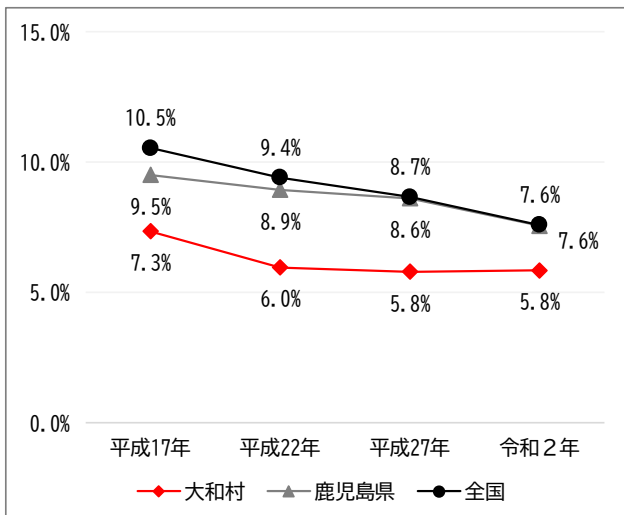


出典：国勢調査

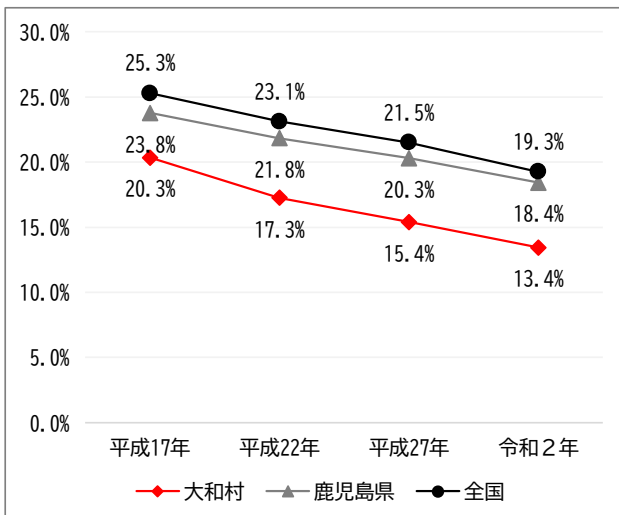
イ) 6歳未満、18歳未満の子どものいる一般世帯数の構成割合

令和2年の6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は5.8%、18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合は13.4%で、いずれも全国、鹿児島県平均を下回っています。

【6歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



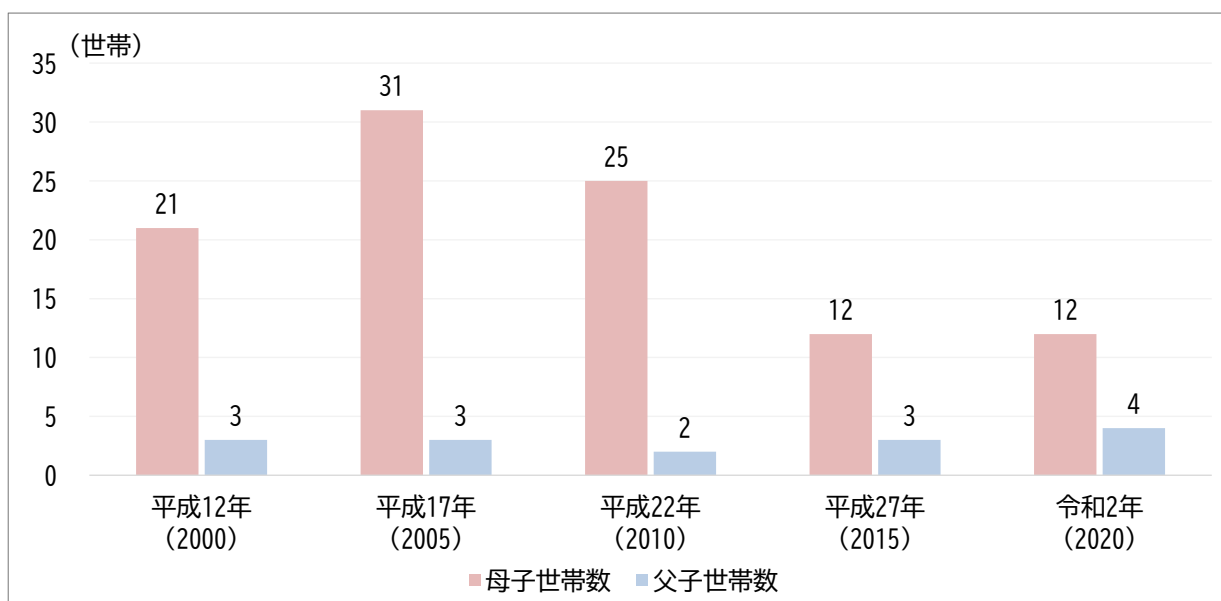
【18歳未満の子どものいる世帯数の構成割合】



出典：国勢調査

ウ) ひとり親家庭の状況

令和2年の母子世帯数は12世帯、父子世帯数は4世帯となっています。



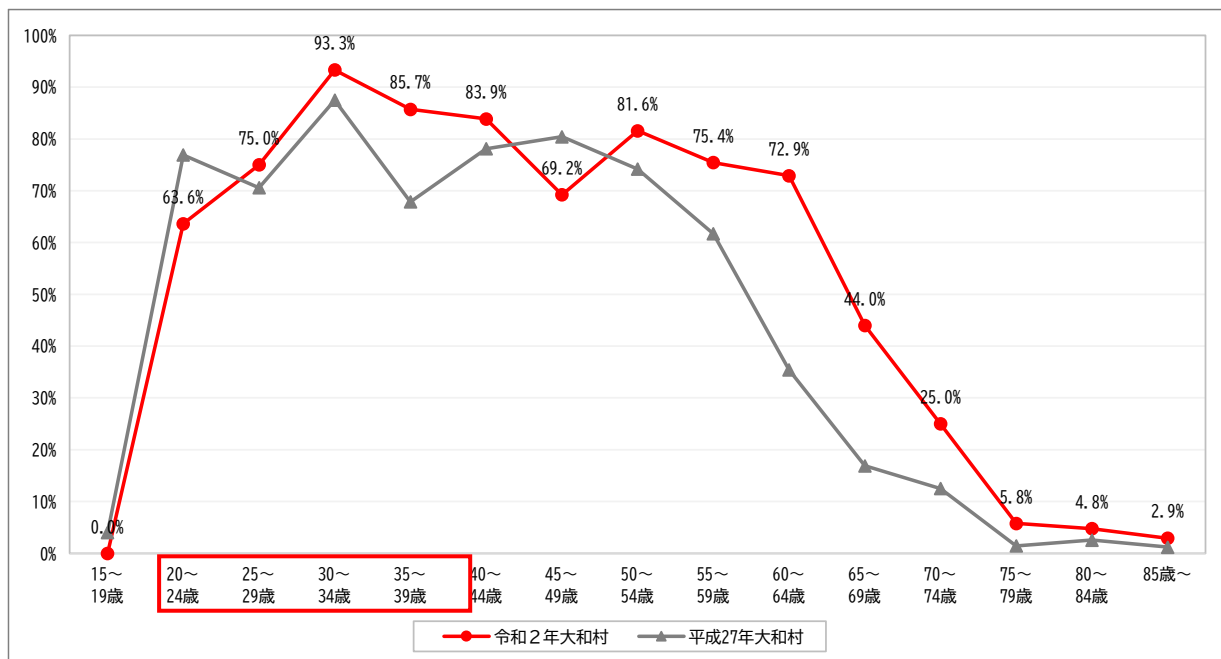
出典：国勢調査

(6) 女性の労働力率

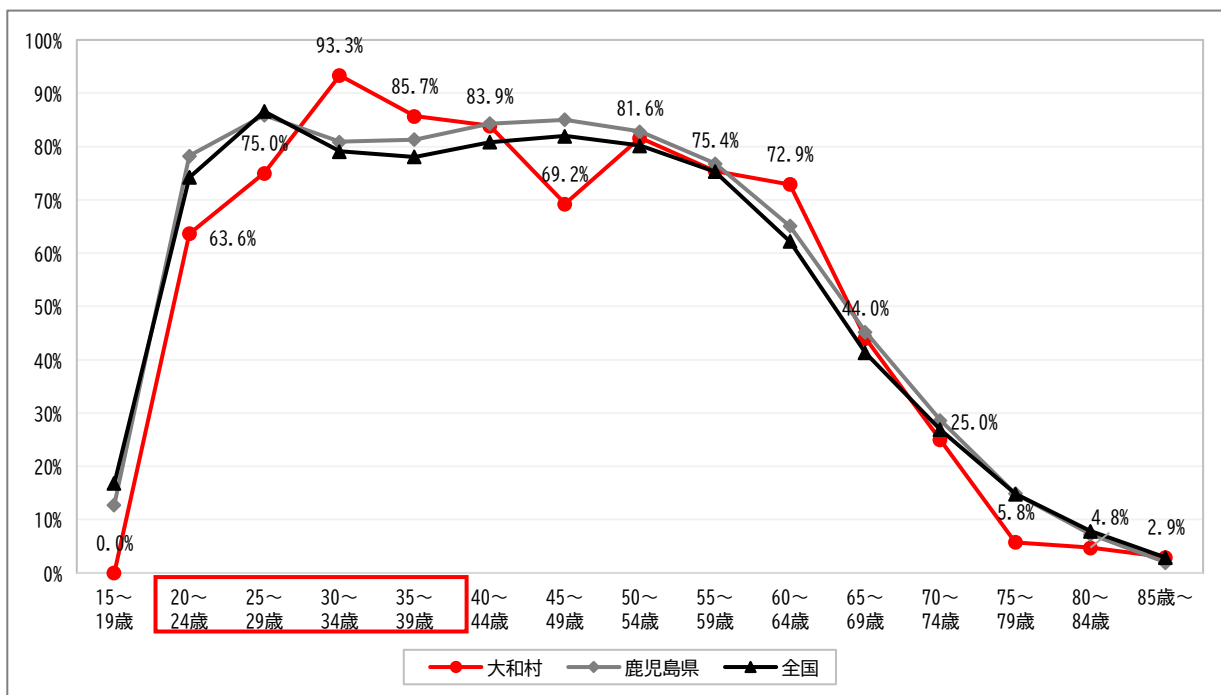
令和2年の本村の子育て世代の女性（25～44歳）の労働力率は、平成27年と比較すると全ての年代で上回っています。

令和2年の本村の子育て世代の女性の労働力率は、全国及び鹿児島県と比較し、30～34歳で大きく上回っています。

【女性の労働力率（本村の令和2年と平成27年の比較）】



【女性の労働力率（令和2年の全国及び鹿児島県との比較）】



出典：国勢調査

2 保護者アンケート調査結果

(1) 調査の実施状況

① 調査実施時期

令和6年2月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の2種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア) 就学前児童保護者

本村在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配布・回収を行いました。なお、就学前児童が2人以上の世帯については、一番下のお子さまのことにについて回答して頂きました。

イ) 小学生保護者

本村在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配布・回収を行いました。なお、小学生が2人以上の世帯については、学年が一番下のお子さまのことにについて回答して頂きました。

③ 配布数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	47件	42件	89.4%
小学生保護者	44件	38件	86.4%
合計	91件	80件	87.9%

(2) 集計処理について

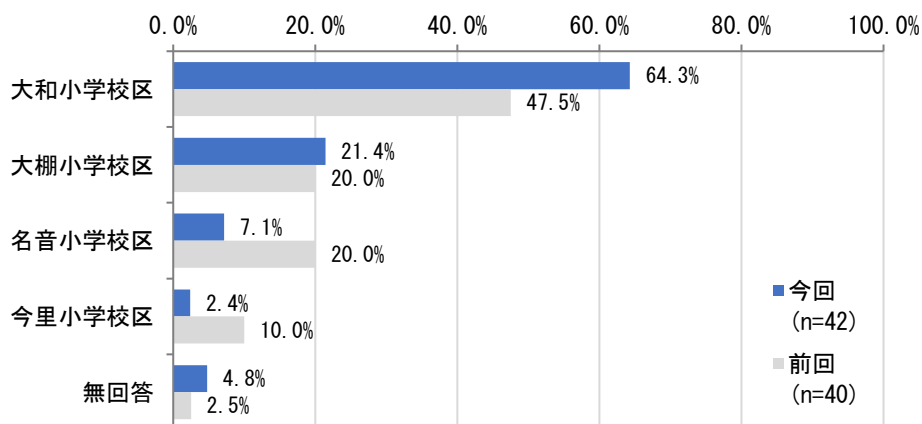
- ・ 図表中の「n」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・ 回答率は百分比の小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。
- ・ 2つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として100%を超えます。
- ・ 集計表の比率については小数点第2位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても100%に合致しない場合があります。
- ・ 以降の調査結果についても同様となります。

(3) 調査結果（抜粋）

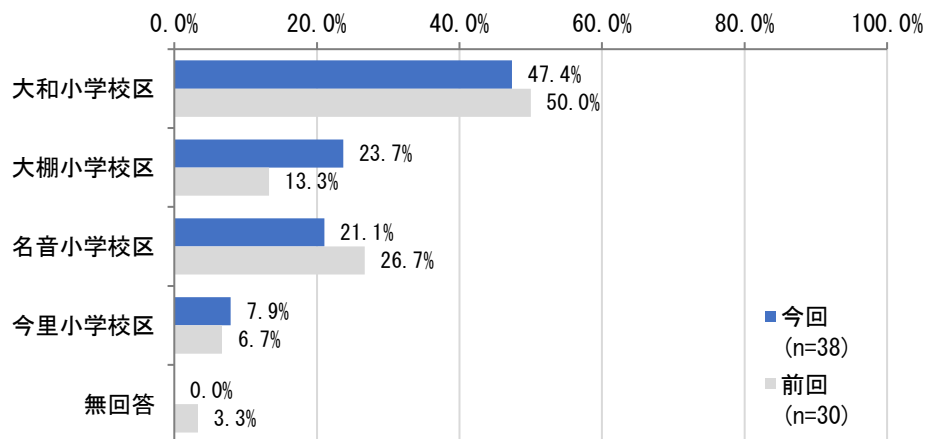
① お住まいの校区

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「大和小学校区」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



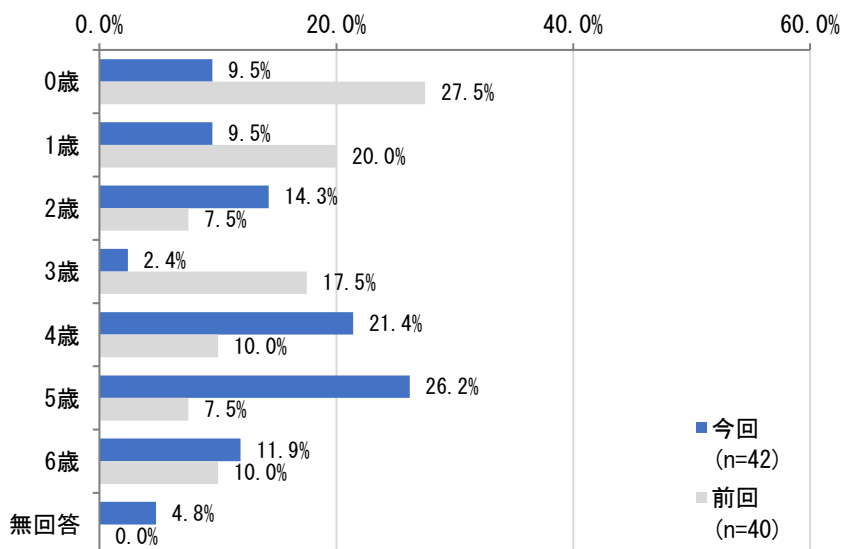
【小学生保護者】



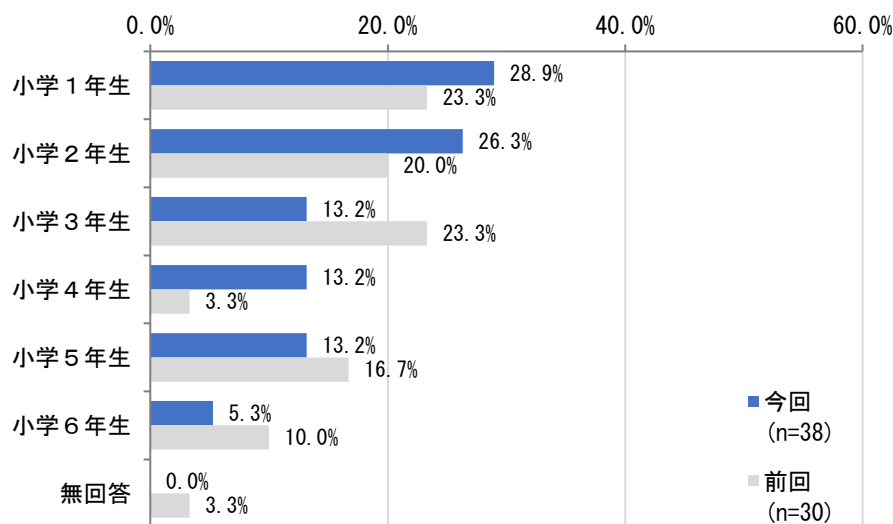
② お子さんの年齢・学年

就学前保護者は「5歳」が26.2%で最も高くなっています。小学生保護者は「小学1年生」が28.9%で最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



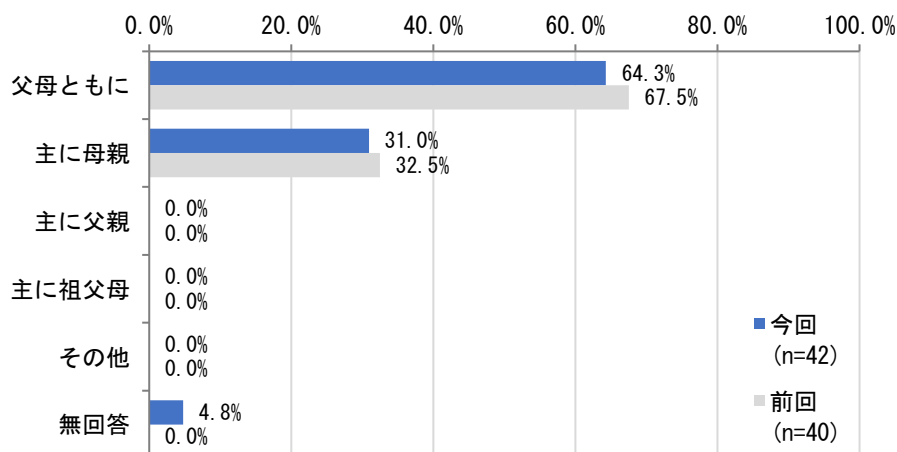
【小学生保護者】



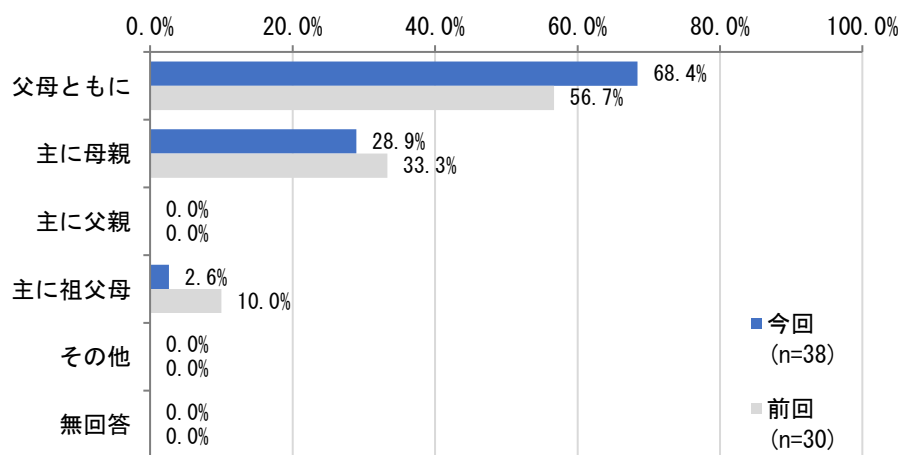
③ 子育てを主に行っている者

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「父母ともに」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者】



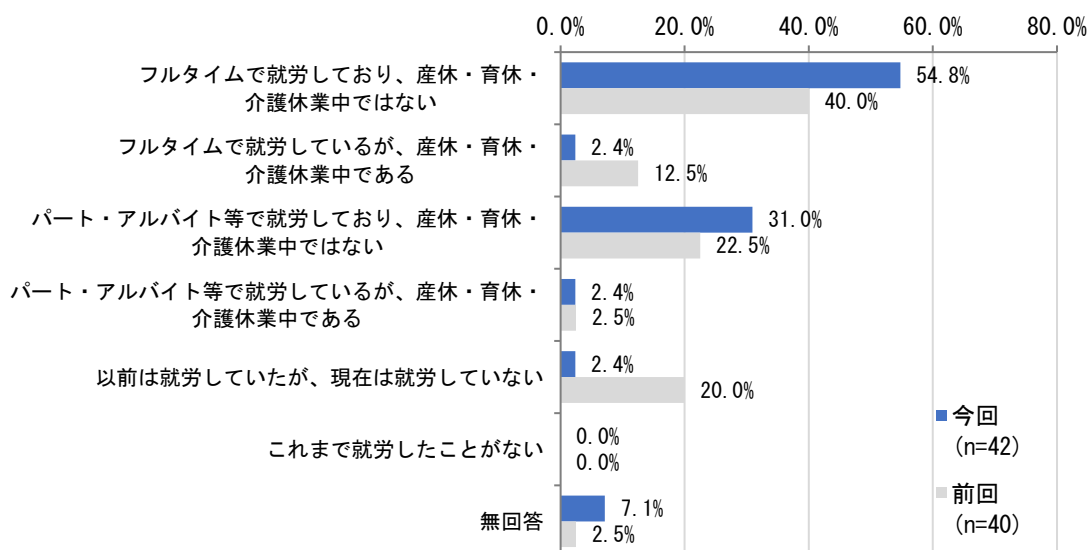
【小学生保護者】



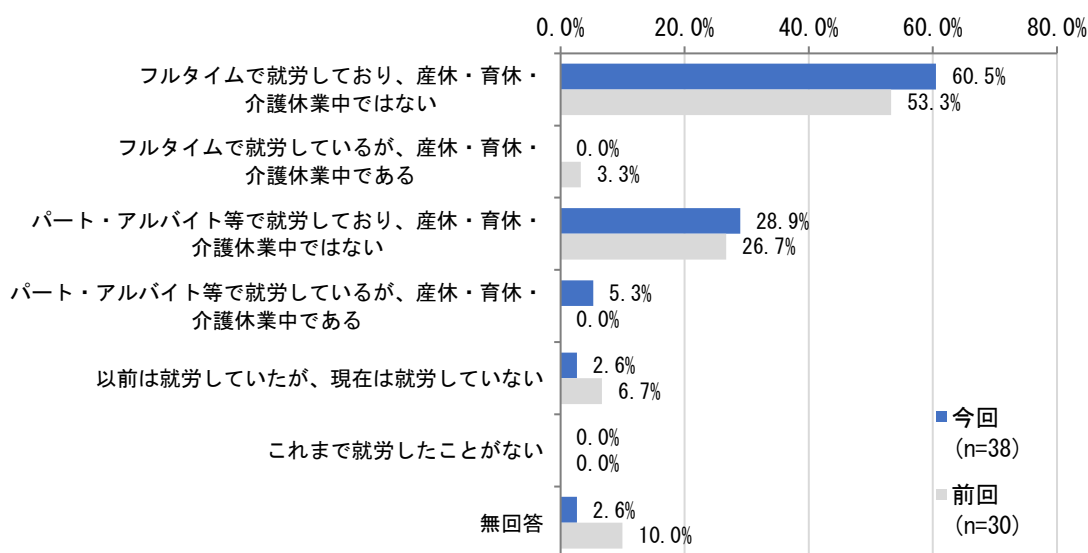
④ 母親の就労状況

就学前児童保護者、小学生保護者ともに「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が最も高くなっています。また、前回結果と比較し、就学前児童保護者は14.8ポイント、小学生保護者は7.2ポイント高くなっています。

【就学前児童保護者】

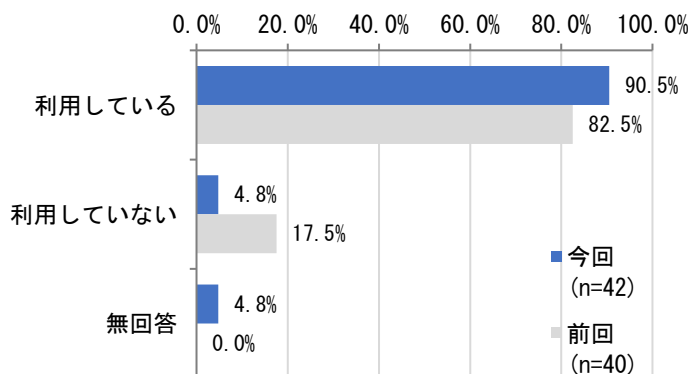


【小学生保護者】



⑤ 保育所等の利用状況（就学前児童保護者調査結果）

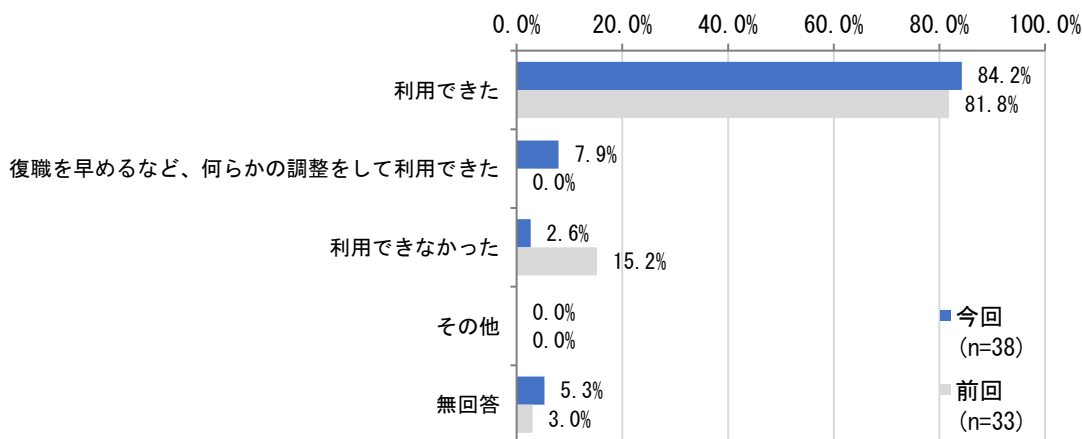
「利用している」が90.5%で、前回調査結果を8ポイント上回っています。



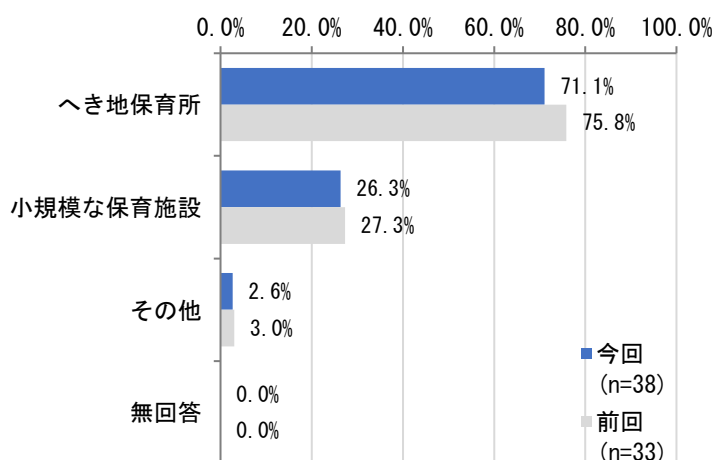
⑥ 希望した時期に保育サービス等を利用できたか（就学前児童保護者調査結果）

「利用できた」が84.2%で最も高く、次いで、「復職を早めるなど、何らかの調整をして利用できた」7.9%、「利用できなかった」2.6%となっています。

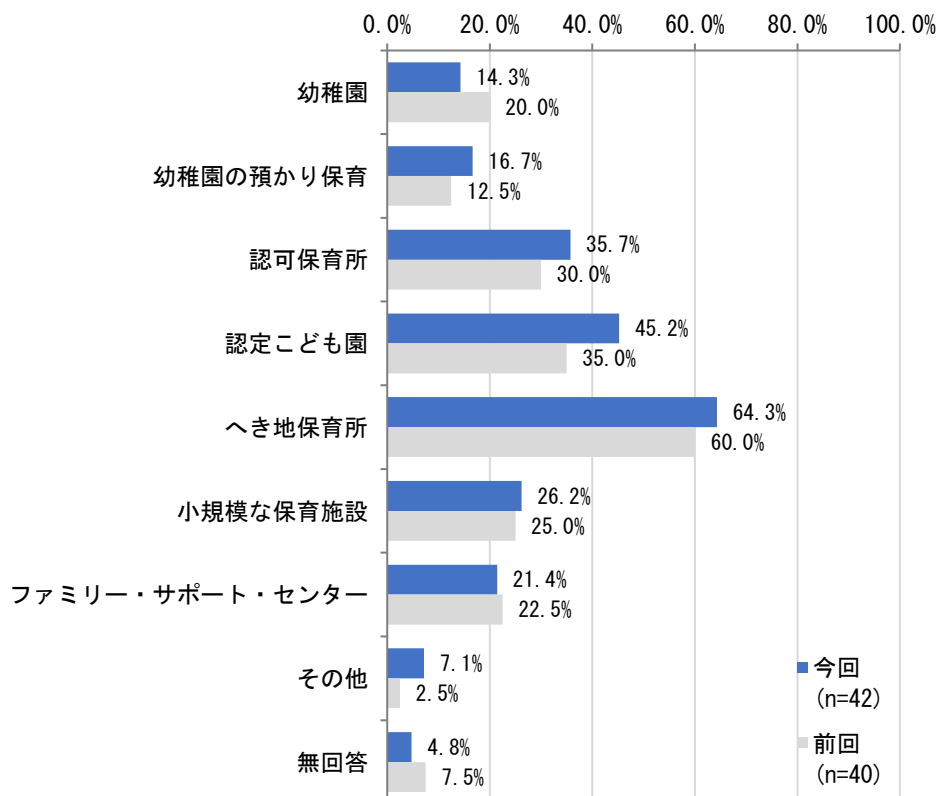
前回結果と比較して、「利用できなかった」が12.6ポイント下回っています。



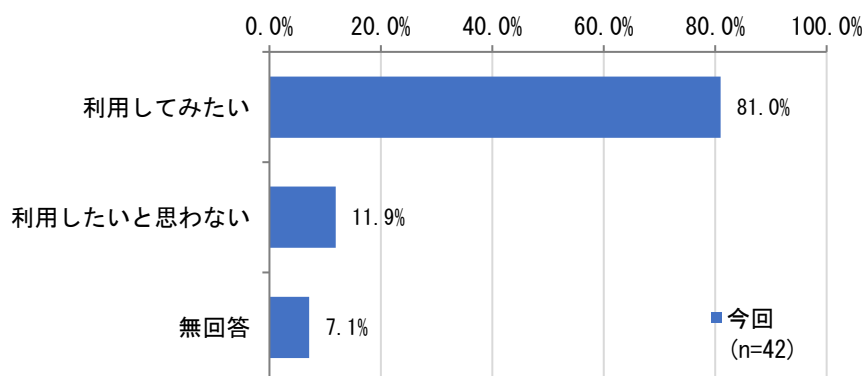
- ⑦ 平日どのような教育・保育事業を利用しているか(就学前児童保護者調査結果)
「へき地保育所」が71.1%、小規模な保育施設が26.3%となっています。



- ⑧ 今後どのような教育・保育事業を利用したいか(就学前児童保護者調査結果)
「へき地保育所」が64.3%で最も高く、次いで、「認定こども園」45.2%、「認可保育所」35.7%となっています。



- ⑨ 認定こども園を設置した場合、利用したいか（就学前児童保護者調査結果）
「利用してみたい」が81.0%となっています。



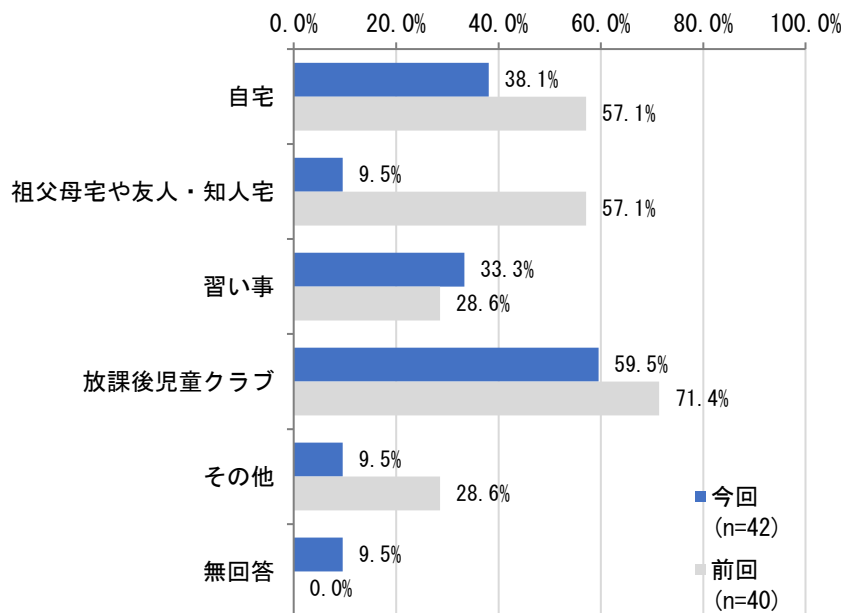
- ⑩ 地域の子育て支援事業の認知度、利用経験、利用意向（就学前児童保護者）
認知度については、「任意予防接種費用助成」、「放課後児童健全育成事業」が78.6%で最も高く、次いで、「育児助成金」76.2%となっています。
利用経験については、「育児助成金」が78.6%で最も高く、次いで、「任意予防接種費用助成」66.7%、「出産祝金」64.3%となっています。
利用意向については、「育児助成金就学援助費」が73.8%で最も高く、次いで、「育児助成金」66.7%、「放課後児童健全育成事業」64.3%となっています。

		知っている	利用したことがある	今後利用したい
任意予防接種費用助成	今回	78.6%	66.7%	59.5%
	前回	87.5%	57.5%	87.5%
放課後児童健全育成事業	今回	78.6%	31.0%	64.3%
	前回	62.5%	75.0%	65.0%
育児助成金	今回	76.2%	78.6%	66.7%
	前回	10.0%	82.5%	35.0%
育児助成金就学援助費	今回	69.0%	40.5%	73.8%
	前回	65.0%	75.0%	52.5%
不妊治療交通費等支援事業	今回	31.0%	2.4%	16.7%
	前回	80.0%	70.0%	70.0%
島外受診旅費助成金	今回	47.6%	7.1%	59.5%
	前回	-	-	-
出産祝金	今回	76.2%	64.3%	52.4%
	前回	-	-	-

⑪ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前児童保護者調査結果）

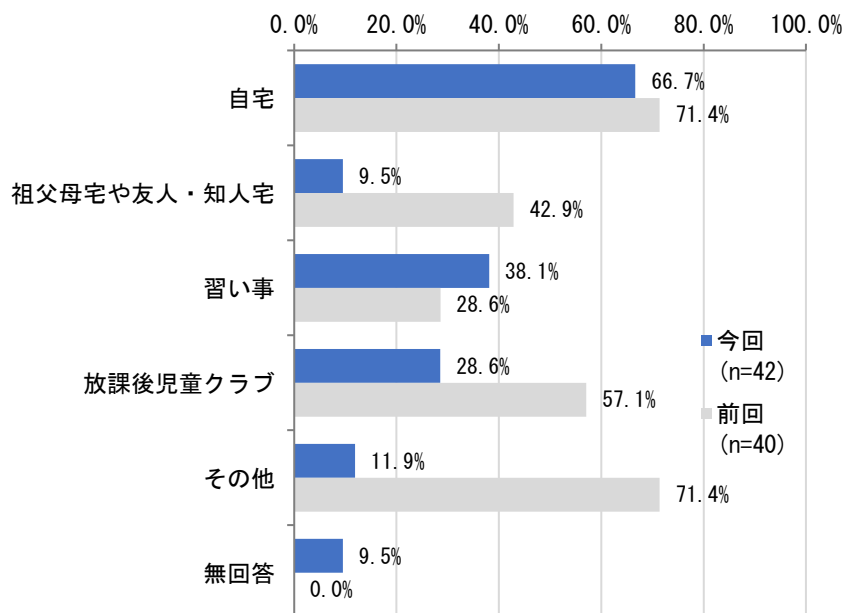
ア) 小学校低学年（小学1～3年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が59.5%となっています。



イ) 小学校高学年（小学4～6年）時（複数回答）

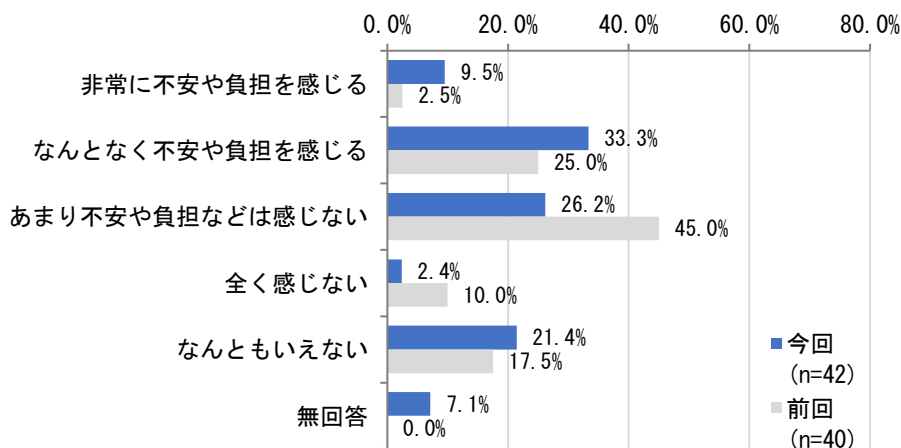
「放課後児童クラブ」が28.6%となっています。



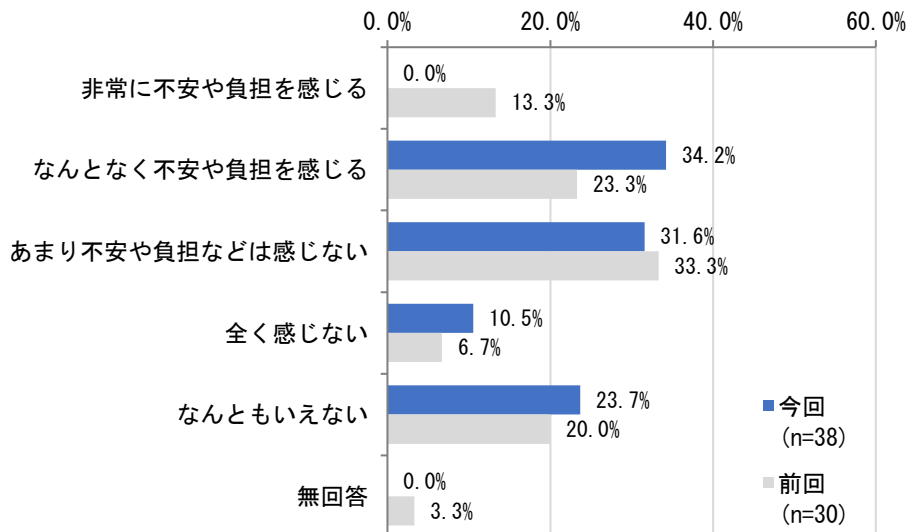
⑫ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前児童保護者 42.8%で前回結果を 15.3 ポイント上回っています。小学生保護者 34.2%で前回結果を 2.4 ポイント下回っています。

【就学前児童保護者】



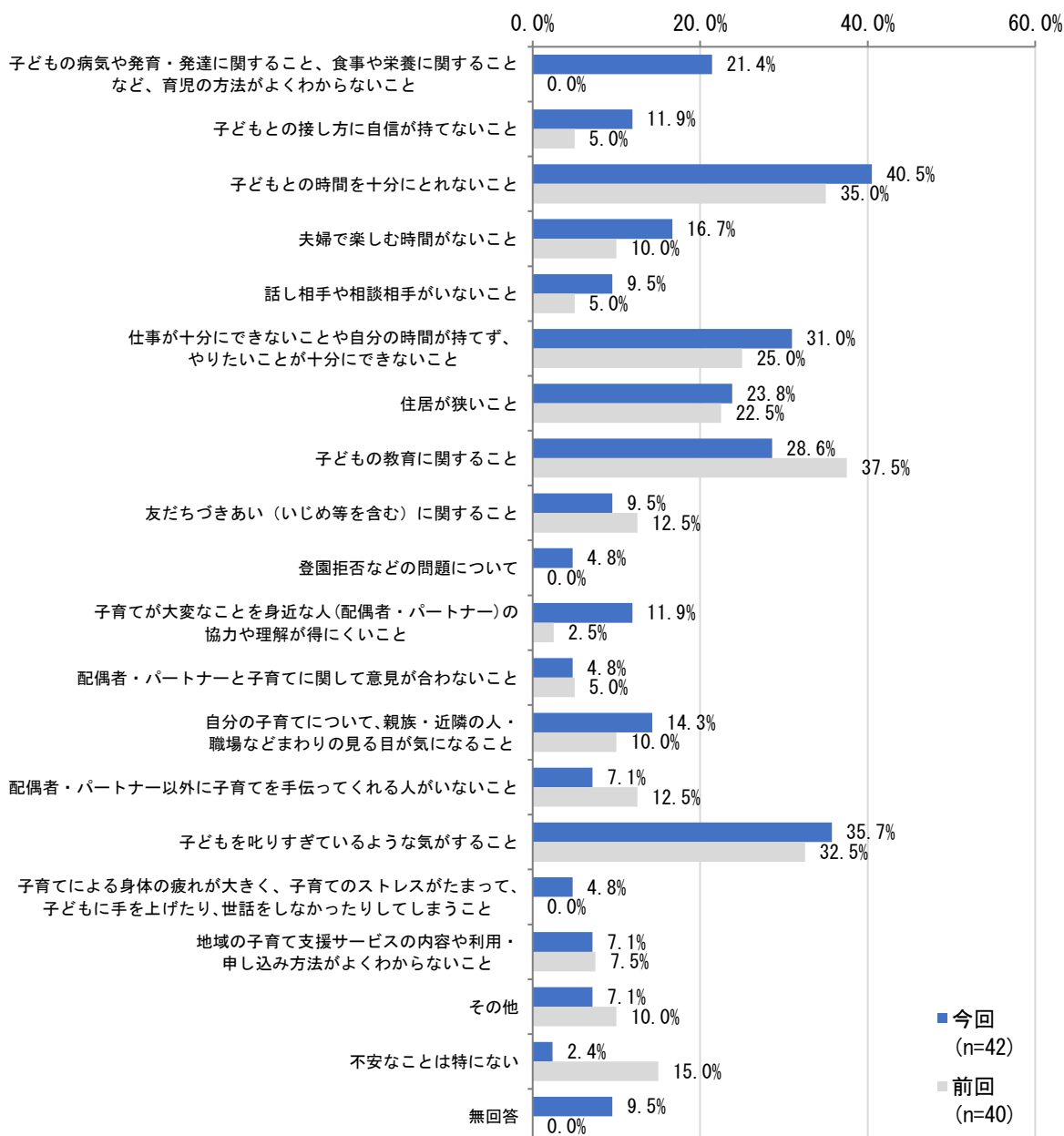
【小学生保護者】



⑬ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

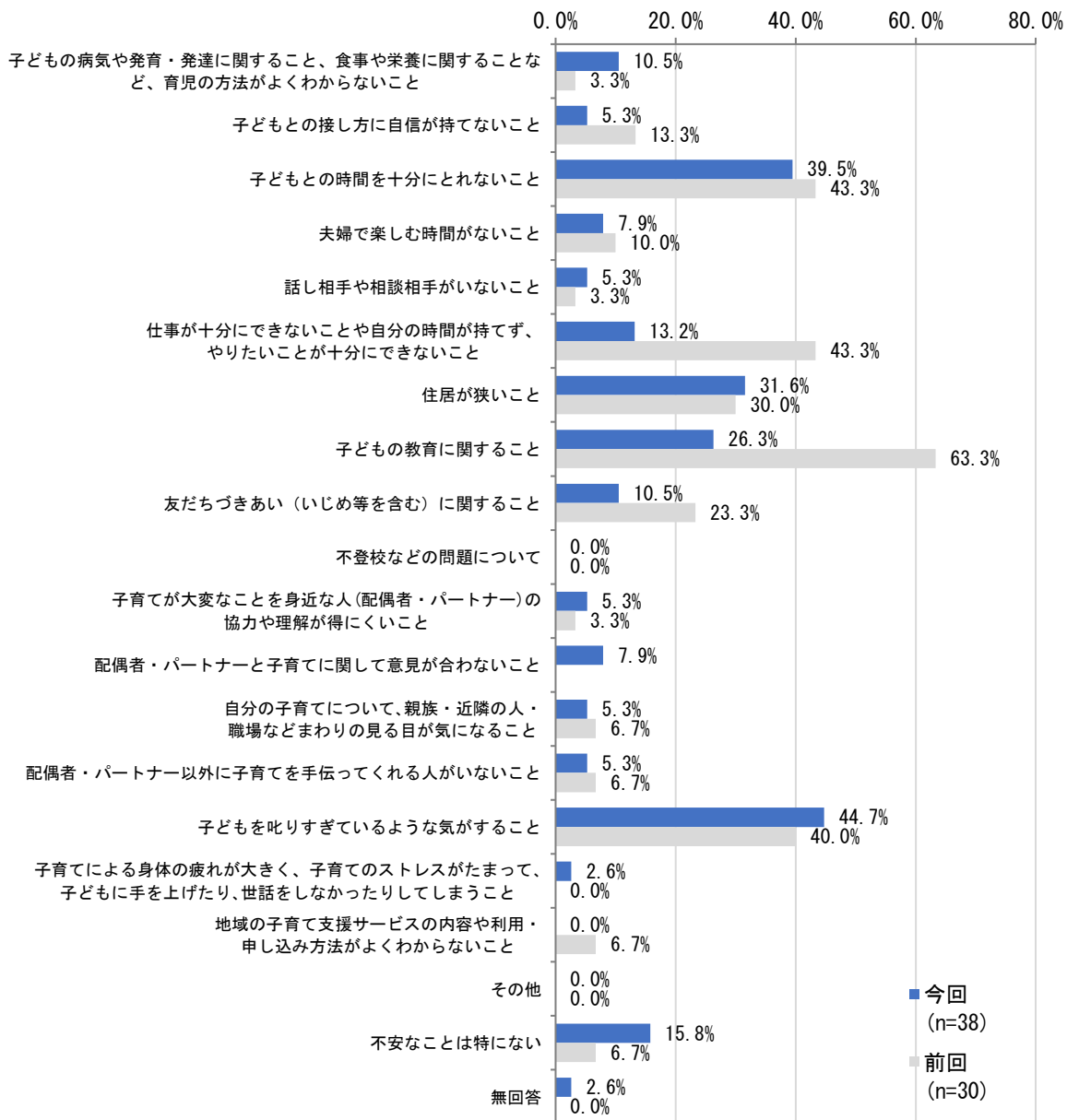
就学前児童保護者については、「子どもとの時間を十分にとれないこと」が40.5%で最も高く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」35.7%、「仕事が十分にできないことや自分の時間が持てず、やりたいことが十分にできないこと」31.0%となっています。

【就学前児童保護者】



小学生保護者については、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが44.7%で最も高く、次いで「子どもとの時間を十分にとれないこと」39.5%、「住居が狭いこと」31.6%となっています。

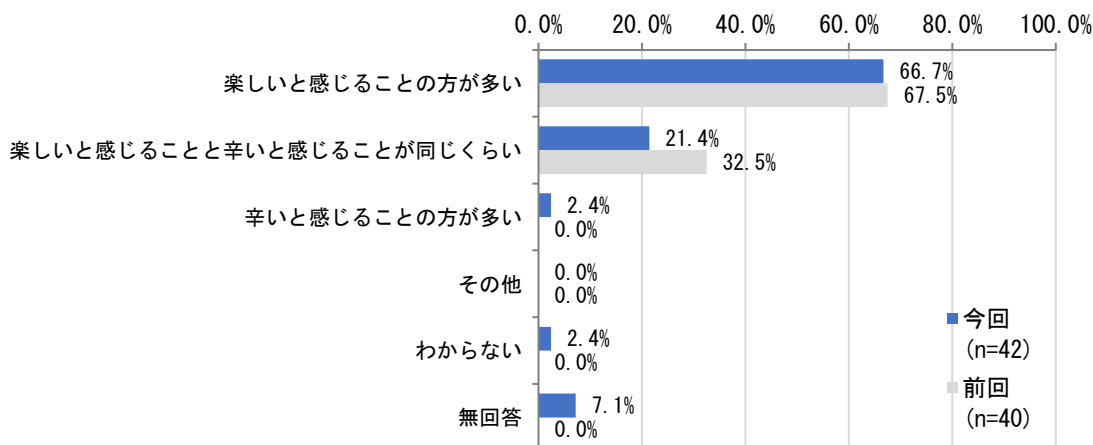
【小学生保護者】



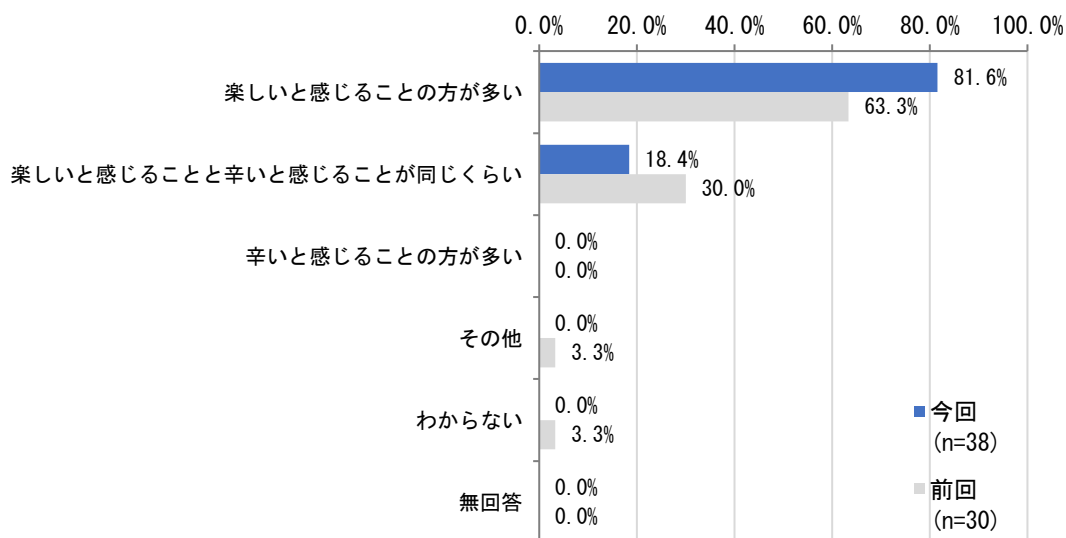
⑭ 子育ての状況

「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」と「辛いと感じることの方が多いい」の割合の合計は、就学前児童保護者 23.8%、小学生保護者 18.4%となっています。

【就学前児童保護者】

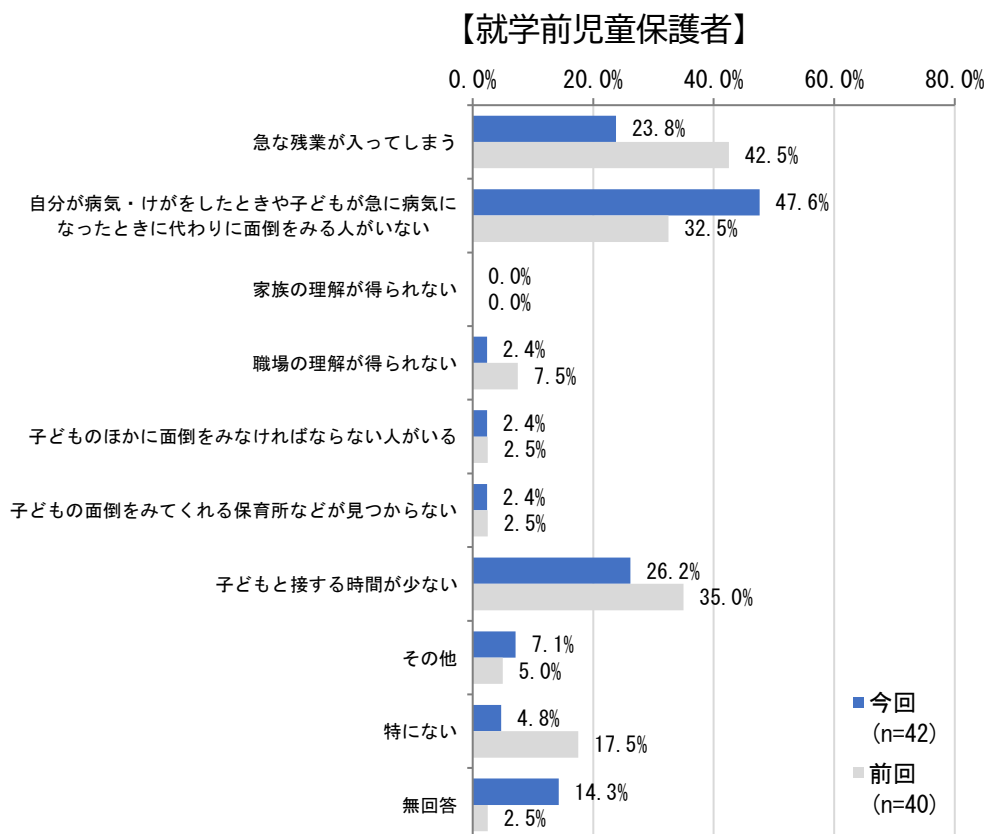


【小学生保護者】

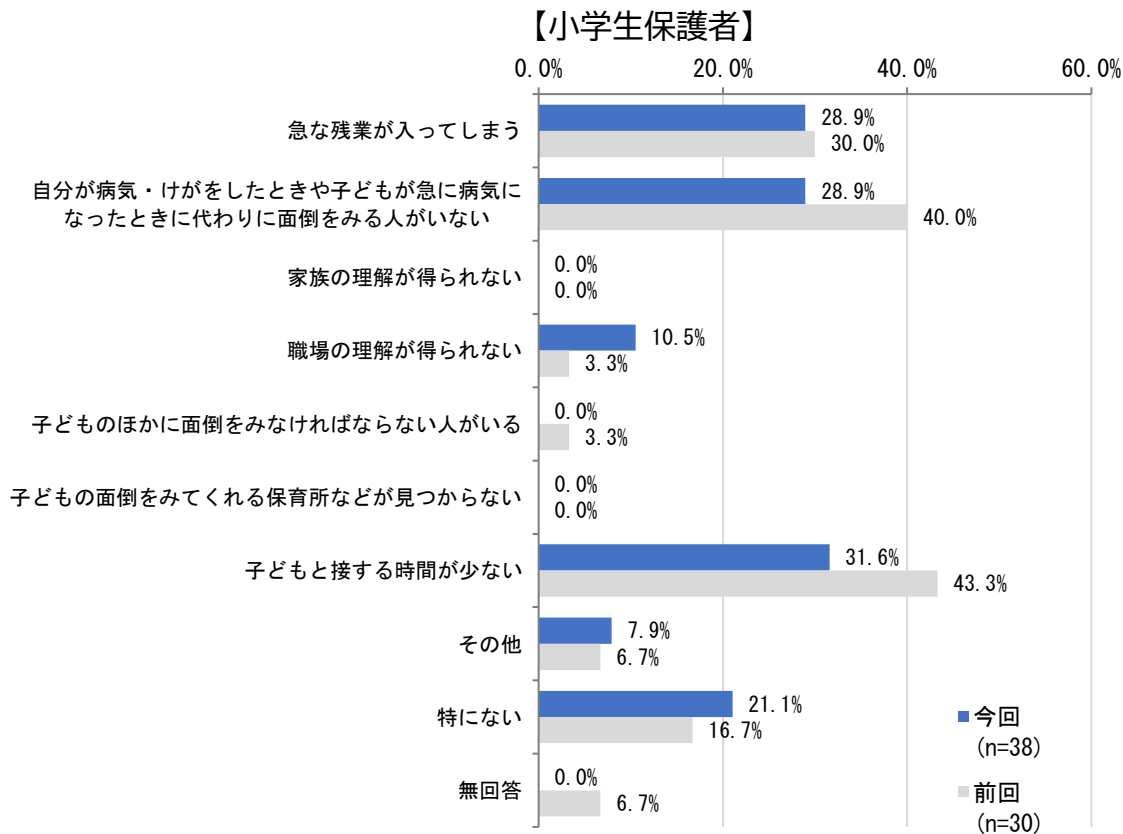


⑮ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前児童保護者については、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」が47.6%で最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」26.2%、「急な残業が入ってしまう」23.8%となっています。



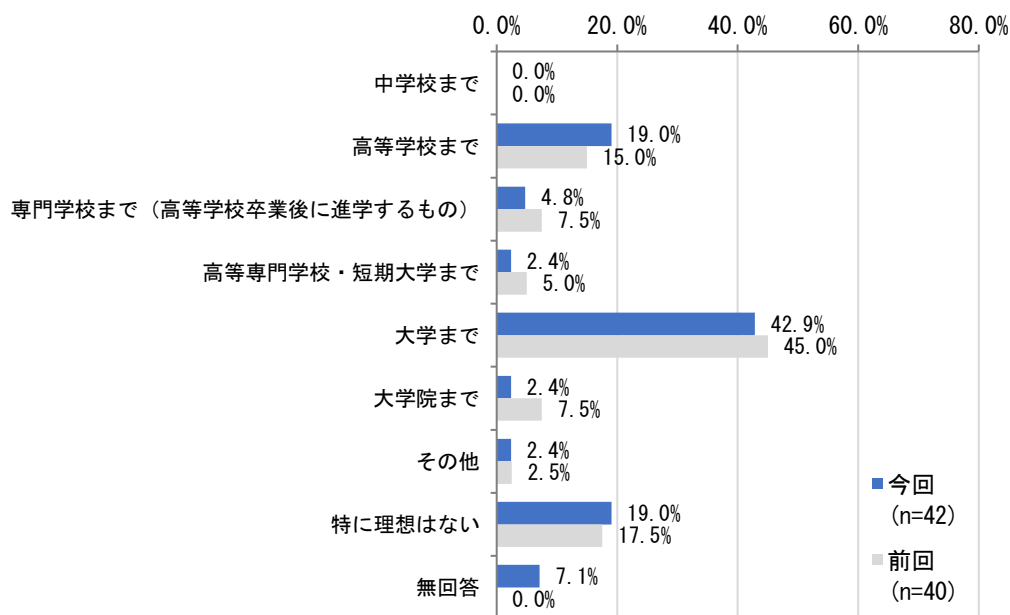
小学生保護者については、「子どもと接する時間が少ない」が31.6%で最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」、「自分が病気・けがをしたときや子どもが急に病気になったときに代わりに面倒をみる人がいない」28.9%となっています。



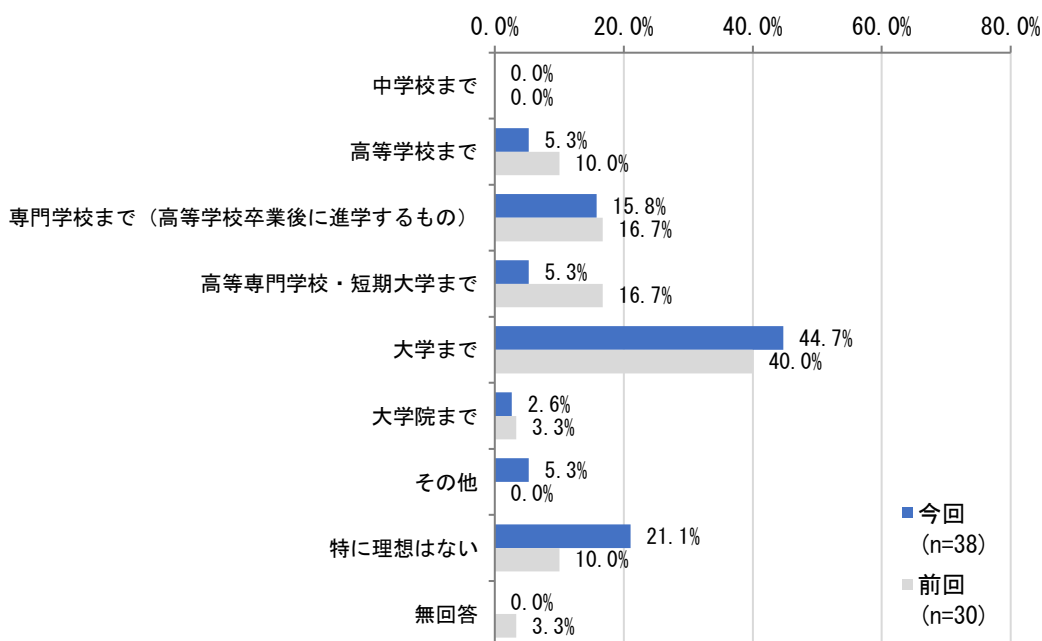
⑩ 理想なお子さんの進路、現実なお子さんの進路、そのように考える理由
 ア) 理想なお子さんの進路

「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 42.9%、小学生保護者 44.7%となっています。

【就学前児童保護者】

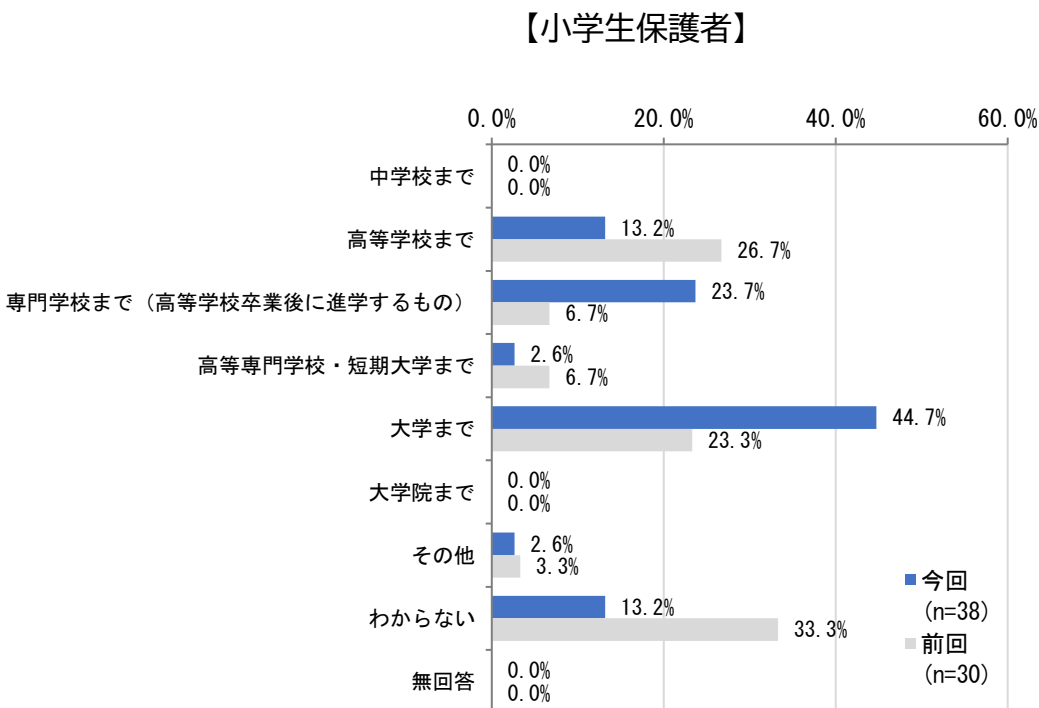
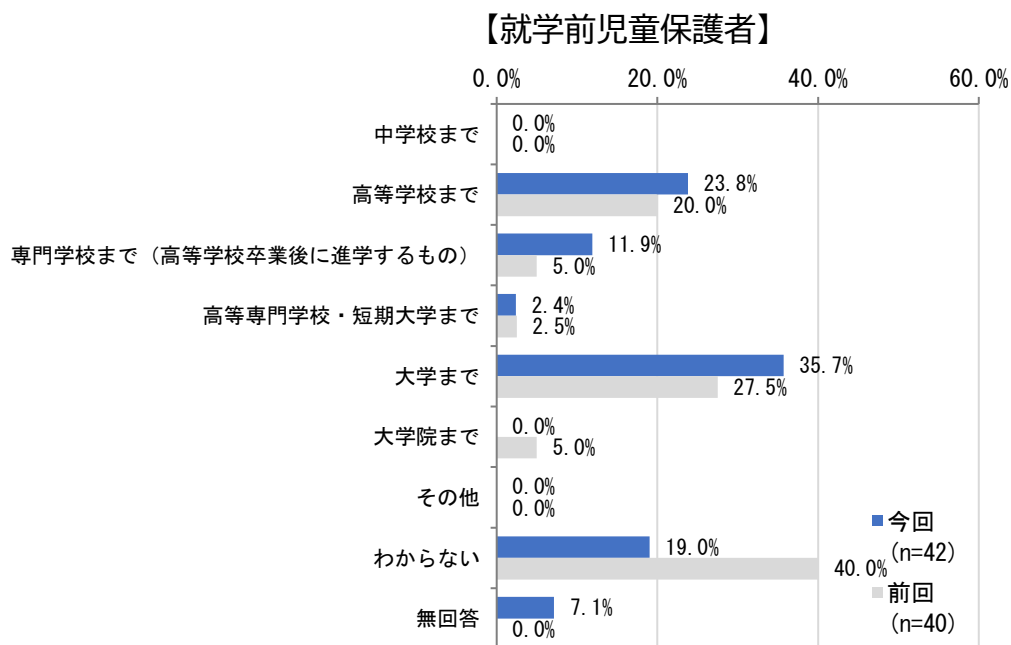


【小学生保護者】



イ) 現実的なお子さんの進路

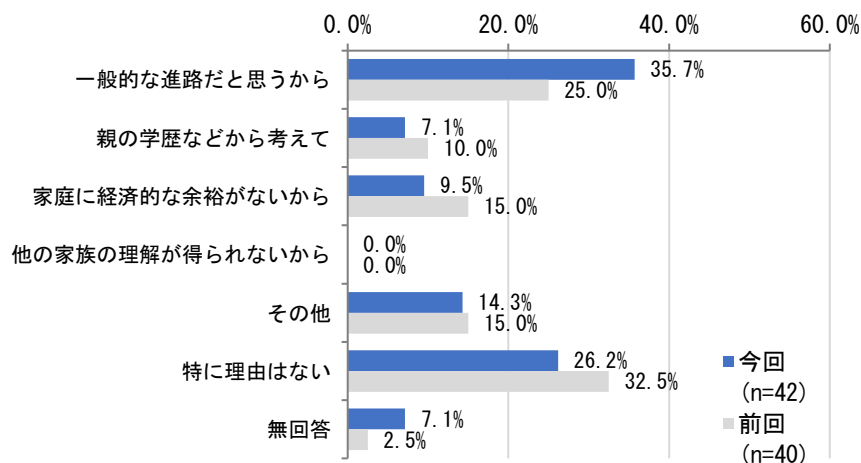
「大学まで」の割合は、就学前児童保護者 35.7%、小学生保護者 44.7%となっています。



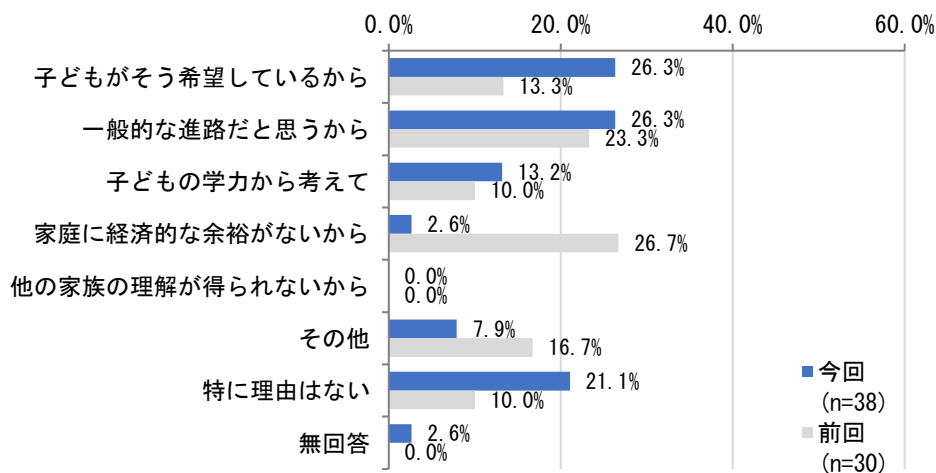
ウ) お子さんの進路をそのように考える理由

「家庭に経済的な余裕がないから」の割合は、就学前児童保護者 9.5%、小学生保護者 2.6%となっています。

【就学前児童保護者】



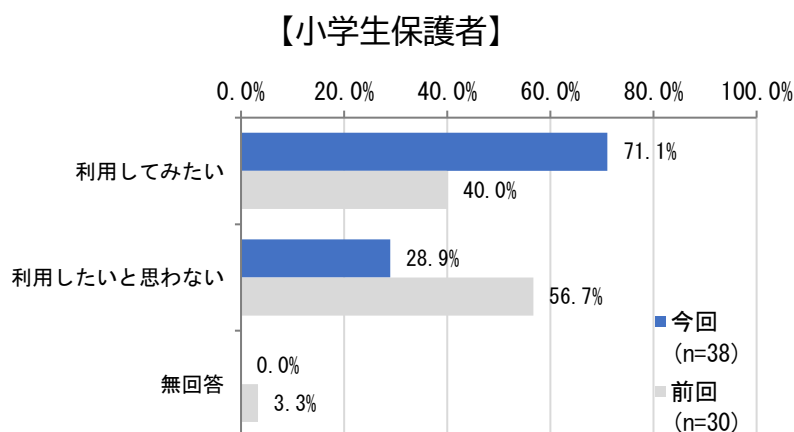
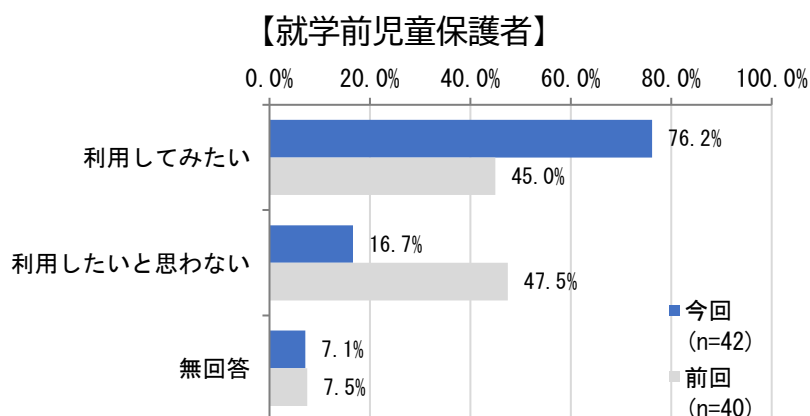
【小学生保護者】



⑰ 「子ども食堂」について

ア) 本村で「子ども食堂」を実施した場合、利用したいか

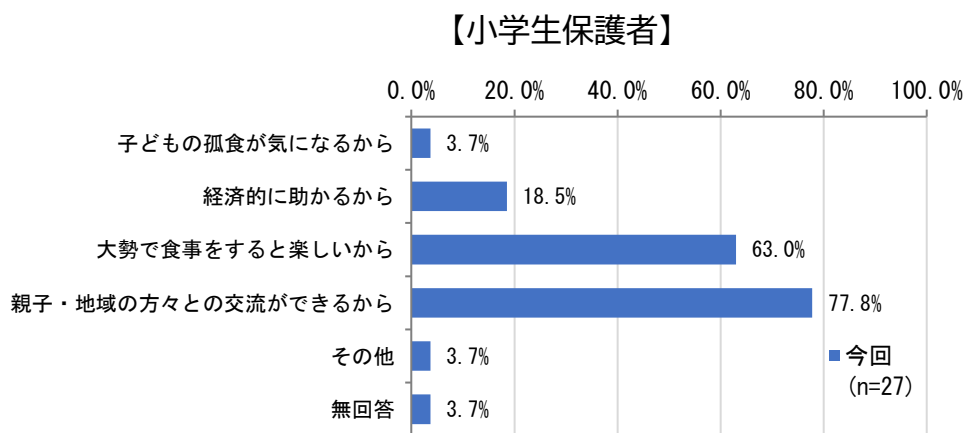
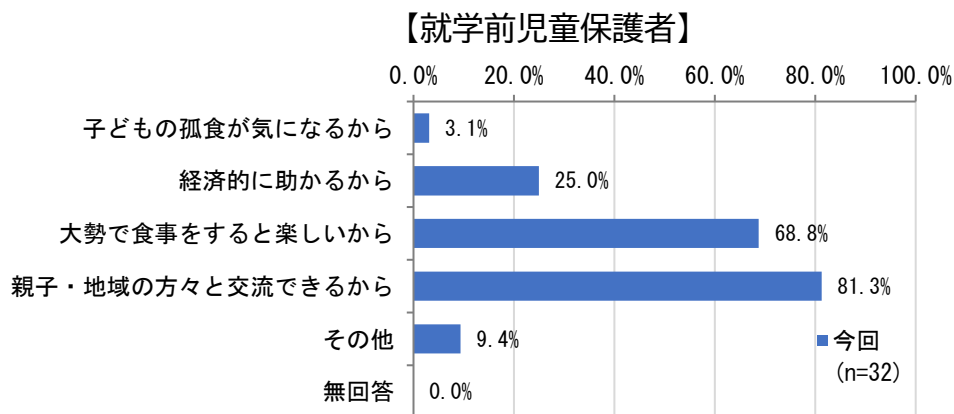
「利用してみたい」の割合は、就学前児童保護者 76.2%で前回結果を 31.2 ポイント上回っています。小学生保護者 71.1%で前回結果を 31.1 ポイント上回っています。



イ) 「子ども食堂」を利用したい理由

就学前児童保護者については、「親子・地域の方々と交流できるから」が81.3%で最も高く、次いで「大勢で食事をすると楽しいから」68.8%、「経済的に助かるから」25.0%となっています。

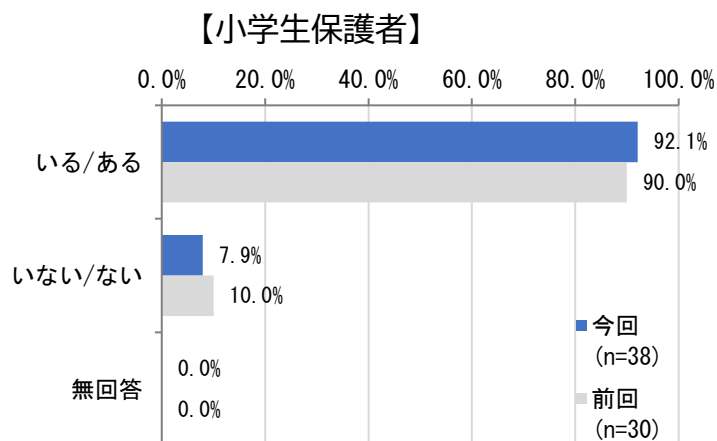
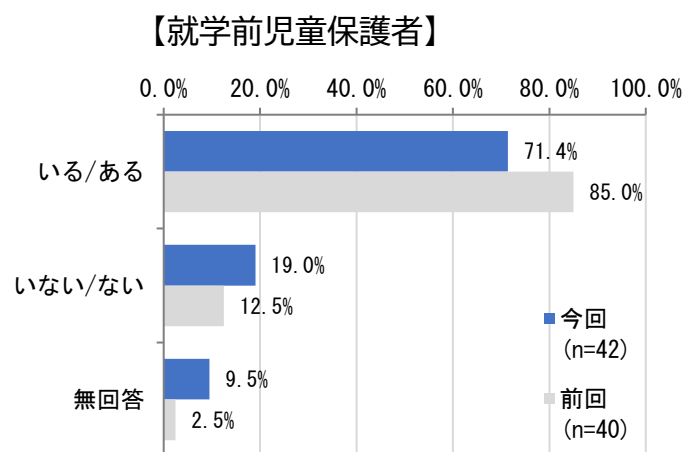
小学生保護者については、「親子・地域の方々と交流できるから」が77.8%で最も高く、次いで「大勢で食事をすると楽しいから」63.0%、「経済的に助かるから」18.5%となっています。



⑱ 子育てに関する相談先の有無

就学前児童保護者については、「いる/ある」が71.4%、「いない/ない」が19.0%となっています。

小学生保護者については、「いる/ある」が92.1%、「いない/ない」が7.9%となっています。

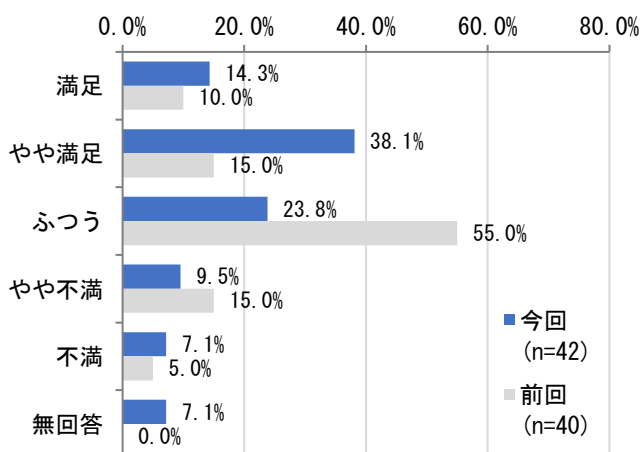


⑱ 本村の子育ての環境や支援への満足度

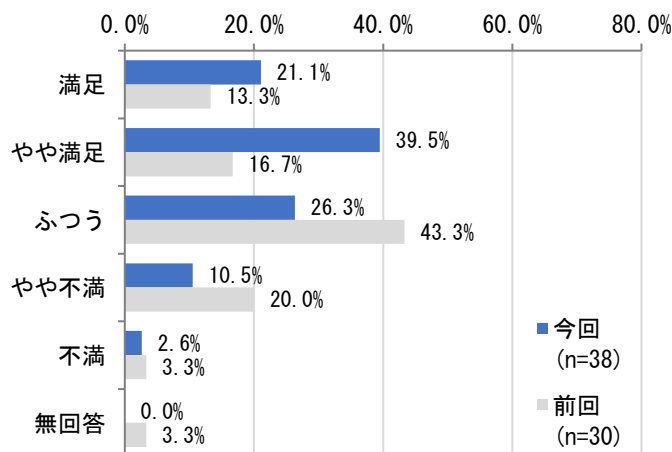
就学前児童保護者については、「満足」（「満足」と「やや満足」の合計）が52.4%、「不満」（「やや不満」と「不満」の合計）が16.6%となっています。

小学生保護者については、「満足」（「満足」と「やや満足」の合計）が60.6%、「不満」（「やや不満」と「不満」の合計）が13.1%となっています。

【就学前児童保護者】



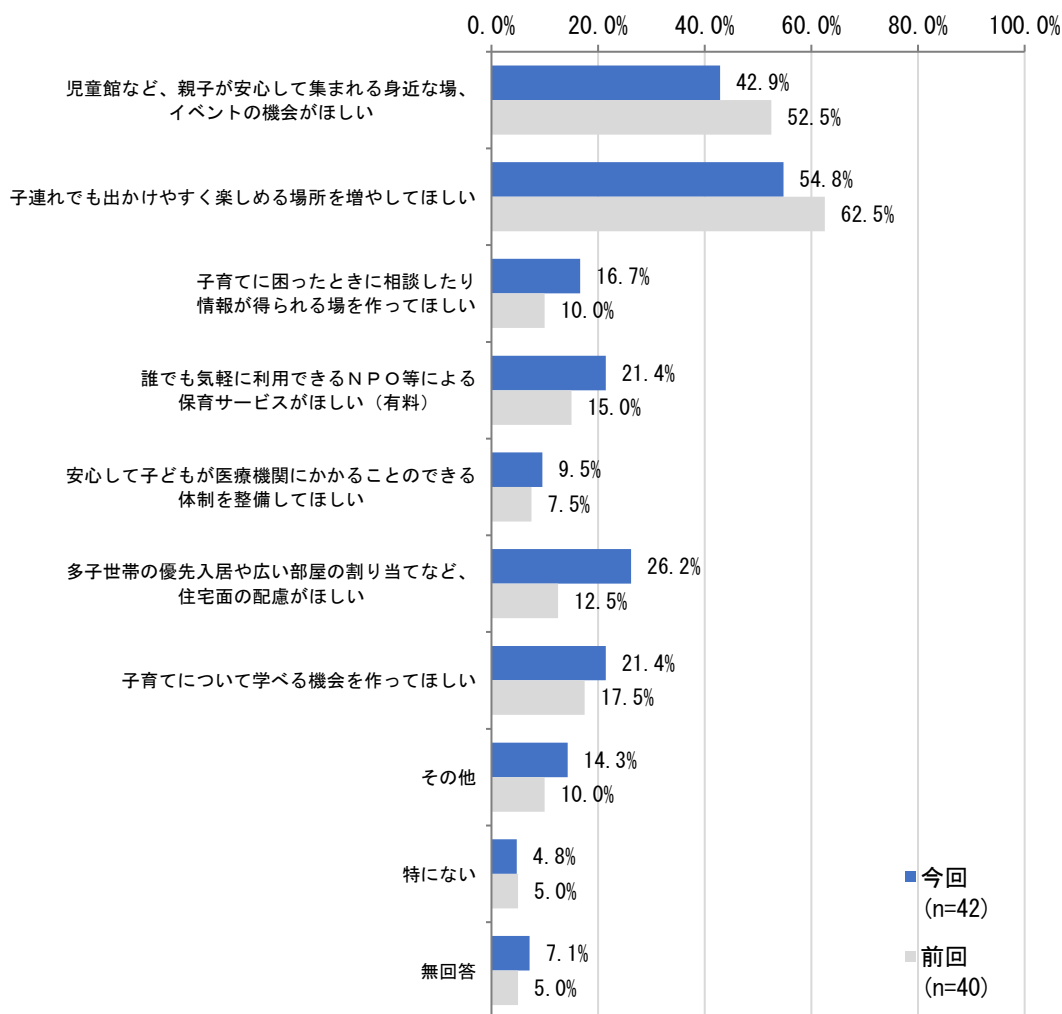
【小学生保護者】



⑳ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

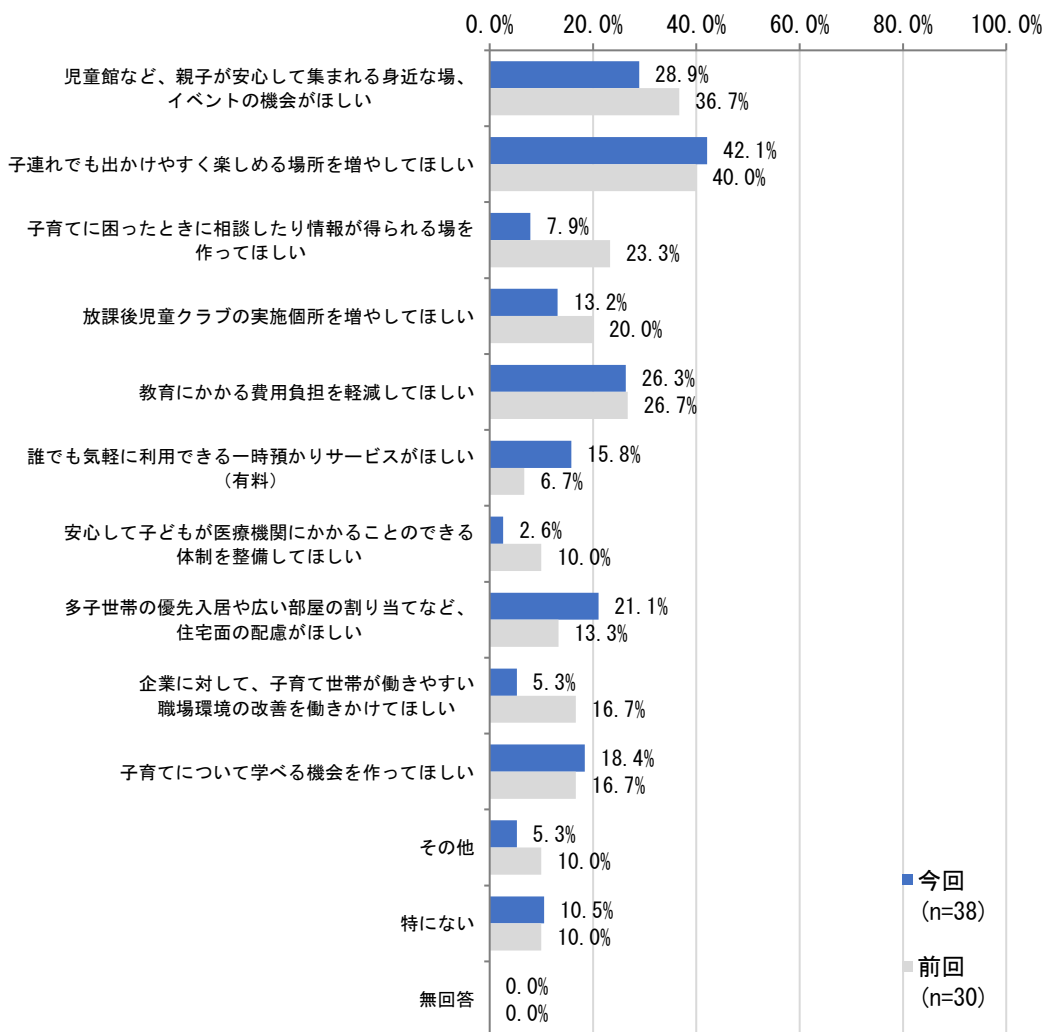
就学前児童保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が54.8%で最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」42.9%、「多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮がほしい」26.2%となっています。

【就学前児童保護者】



小学生保護者については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が42.1%で最も高く、次いで「児童館など、親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい」28.9%、「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」26.3%となっています。

【小学生保護者】



第3章 第2期計画の実施状況及び本村の課題

1 見込み及び実績の状況

(1) 教育・保育の実施状況（実績は各年4月1日現在の認定者数）

年度	項目	1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1・2歳	合計
令和2年度	計画	1人	19人	3人	15人	18人
	実績	3人	25人	0人	21人	21人
	差異（実績-計画）	2人	6人	▲3人	6人	3人

令和3年度	計画	2人	22人	3人	15人	18人
	実績	1人	29人	2人	19人	21人
	差異（実績-計画）	▲1人	7人	▲1人	4人	3人

令和4年度	計画	2人	22人	3人	15人	18人
	実績	1人	31人	1人	18人	19人
	差異（実績-計画）	▲1人	9人	▲2人	3人	1人

令和5年度	計画	2人	24人	3人	15人	18人
	実績	1人	40人	0人	13人	13人
	差異（実績-計画）	▲1人	16人	▲3人	▲2人	▲5人

令和6年度	計画	2人	20人	3人	15人	18人
	実績	0人	36人	2人	15人	17人
	差異（実績-計画）	▲2人	16人	▲1人	0人	▲1人

※1号認定：定期的な保育の必要がなく、教育のみを希望する3歳から小学校入学前までの子ども

※2号認定：保育が必要な要件に該当し、定期的な保育を希望する、3歳から小学校入学前までの子ども

※3号認定：保育が必要な要件に該当する、0歳から2歳までの子ども

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※地域子ども・子育て支援事業については、延べ人数を「人日」、実人数を「人」と表記しています。

① 利用者支援事業

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
実 績	0 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

※令和2年度は、村単独事業「妊産婦・新生児訪問事業」として実施

② 地域子育て支援拠点事業

月間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 績	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
差異（実績-計画）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

実施箇所	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

③ 妊婦健康診査事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	9 人	9 人	9 人	9 人
実 績	8 人	8 人	4 人	6 人
差異（実績-計画）	▲1 人	▲1 人	▲5 人	▲3 人

④ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0 人	0 人	0 人	0 人
実 績	0 人	0 人	0 人	0 人
差異（実績-計画）	0 人	0 人	0 人	0 人

※村単独事業「妊産婦・新生児訪問事業」として全対象者に実施

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	8 人	8 人	4 人	6 人

⑤ 養育支援訪問事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	3人	3人	3人	3人
実 績	1人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	▲2人	▲3人	▲3人	▲3人

⑥ 子育て短期支援事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人日	0人日	0人日	0人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	0人日	0人日	0人日	0人日

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人日	0人日	0人日	0人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	0人日	0人日	0人日	0人日

⑧ 一時預かり事業

ア) 幼稚園型

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人日	0人日	0人日	0人日
実 績	0人日	0人日	0人日	186人日
差異（実績-見込み）	0人日	0人日	0人日	186人日

イ) 幼稚園型以外

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	10人日	10人日	10人日	10人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-見込み）	▲10人日	▲10人日	▲10人日	▲10人日

⑨ 延長保育事業

年間実人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人	0人	0人	0人
実 績	0人	0人	0人	0人
差異（実績-計画）	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児保育事業

年間延べ人数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	0人日	0人日	0人日	0人日
実 績	0人日	0人日	0人日	0人日
差異（実績-計画）	0人日	0人日	0人日	0人日

⑪ 放課後児童健全育成事業

年間実人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 画	1年生	5人	6人	6人	4人
	2年生	5人	3人	3人	3人
	3年生	2人	3人	2人	2人
	4年生	2人	2人	3人	2人
	5年生	1人	1人	1人	2人
	6年生	0人	0人	0人	0人
	合計	15人	15人	15人	13人
実 績	1年生	2人	10人	4人	3人
	2年生	4人	7人	8人	3人
	3年生	0人	3人	2人	4人
	4年生	1人	3人	0人	0人
	5年生	1人	1人	1人	0人
	6年生	0人	0人	0人	0人
	合計	8人	24人	15人	10人
差異（実績-計画）		▲7人	9人	0人	▲3人

実施箇所数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実 績	1か所	1か所	1か所	1か所

2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

【主な事業・取組の実施状況】

不妊治療の旅費助成金（保健福祉課）				
概要	鹿児島県の特定不妊治療費助成事業の承認を受けた夫婦を対象に、治療を受けるのに必要な交通費等の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ件数	0件	8件	4件	0件

妊婦に対する健康診査（保健福祉課）				
概要	妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施（①、②については村外医療機関で実施）するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ件数	89件	78件	57件	76件

妊婦検診助成（保健福祉課）				
概要	定期検診を全額助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数	89件	78件	57件	76件

妊産婦・新生児訪問（保健福祉課）				
概要	希望に応じて保健師が訪問する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ件数	8件	8件	4件	6件

新生児聴覚検査（保健福祉課）				
概要	新生児の聴覚検査を実施し聴覚異常の早期発見を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
検査人数	8人	8人	4人	6人

養育支援訪問事業（保健福祉課）				
概要	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間実人数	1人	0人	0人	0人

乳幼児集団健康診査（保健福祉課）				
概要	乳幼児の発育・発達の確認を行い、乳幼児の健全育成及び保護者への育児支援を図る。			
3～4か月児健診				
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受診率	100%	100%	100%	100%
7～8か月児健診				
受診率	100%	100%	100%	100%
1歳児健診				
受診率	100%	100%	100%	100%
1歳6か月児健診				
受診率	100%	100%	100%	100%
3歳児健診				
受診率	100%	100%	100%	100%
4歳児健診				
受診率	100%	100%	100%	100%

保育所歯科検診（保健福祉課）				
概要	むし歯の発生を予防し、歯の健康づくりを習慣づける。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ受診人数	73人	67人	86人	78人

任意予防接種助成（保健福祉課）				
概要	ロタウイルスやおたふくかぜは自己負担なし。成人肺炎球菌は自己負担ありで助成を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
年間延べ件数	38件	31件	22件	20件

※（成人肺炎球菌除く）

出産祝金（保健福祉課）				
概要	村内定住者で出産した方に、第1子20万円、第2子30万円、第3子以降50万円を進呈する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
贈呈件数	9件	8件	4件	4件
贈呈金額	2,800,000円	2,800,000円	1,700,000円	1,700,000円

乳幼児等医療費助成（保健福祉課）				
概要	大和村乳幼児医療助成制度により、乳幼児の保険診療による医療費の一部を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	67人	66人	74人	73人
助成件数	735件	760件	1,075件	1,001件
助成金額	1,173,578円	1,658,964円	2,550,402円	2,322,132円

児童手当（保健福祉課）				
概要	中学校卒業（15歳の誕生日後の最初の3月31日）までの児童を養育している方に対して支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2月件数	56件	60件	58件	60件
2月総支給額	4,760,000円	4,910,000円	4,815,000円	4,650,000円
6月件数	63件	62件	62件	61件
6月総支給額	4,855,000円	4,550,000円	4,745,000円	4,640,000円
10月件数	56件	58件	57件	56件
10月総支給額	4,675,000円	4,580,000円	4,750,000円	4,400,000円

育児助成金（保健福祉課）				
概要	満6歳までの児童のいる村内定住家庭が対象で、児童1人に対し1か月5千円を年3回に分けて支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2月件数	62件	63件	72件	65件
2月総支給額	1,205,000円	1,230,000円	1,355,000円	1,270,000円
6月件数	64件	69件	70件	68件
6月総支給額	1,200,000円	1,280,000円	1,360,000円	1,305,000円
10月件数	61件	65件	71件	67件
10月総支給額	1,205,000円	1,280,000円	1,350,000円	1,255,000円

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

1 学校の教育環境等の整備

【主な事業・取組の実施状況】

大和っ子スクール（教育委員会）				
概要	大和っ子育成プランに基づき以下の活動を年4回実施する。 ・スポーツレクリエーション ・宿泊体験(自然体験・生活体験・社会体験・交流体験) ・芸術・文化(地域の伝統行事や文化財探訪) ・その他(農林水産業体験・社会奉仕体験・その他体験)			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加人数	実施なし	28人	32人	95人

就学援助（教育委員会）				
概要	大和村に住んでいる村立小学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難であると認められる方に対し、学用品費や給食費などの援助を実施する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象児童生徒数	23人	23人	21人	18人

特色を生かした教育活動の推進（教育委員会）				
概要	「特色ある教育活動」支援事業を活用し、学力向上をはじめ、郷土の伝統文化の習得・自然体験学習の取組など、各学校の特色を生かした教育活動をより一層推進する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施校数	5校	5校	5校	5校

こども医療費助成（保健福祉課）				
概要	村内の小学生以上高校生以下の子どもが対象で、各健康保険法の規定により支払った保険分負担額を全額助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	91人	99人	92人	90人
助成件数	679件	568件	759件	866件
助成金額	1,233,030円	1,002,210円	1,592,768円	1,487,826円

大和村小中学生育成助成金（保健福祉課）				
概要	村内定住家庭が対象で、小学生年額3万5千円、中学生年額5万円を養育している方に就学援助として支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生支給児童数	28人	38人	40人	48人
中学生支給生徒数	22人	18人	18人	15人
支給総額	2,080,000円	2,230,000円	2,300,000円	2,430,000円

修学旅行費用助成金（教育委員会）				
概要	保護者の経済的負担軽減のため、修学旅行に係る費用の8割を補助する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	20人	15人	17人	17人
助成金額	1,290,000円	825,000円	276,000円	765,000円

大和村インターネット学習塾（企画観光課）				
概要	保護者の経済的負担軽減のため、村内においてインターネットを活用し学習支援を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	14人	6人	9人	4人
委託金額	3,485,000円	2,581,800円	3,284,950円	2,025,925円

大和村国際交流事業（企画観光課）				
概要	中学生の希望者を対象に、海外へ派遣し、交流体験を通して、語学力の向上を図り国際感覚を育む。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	-	-	-	13人
事業費	-	-	-	8,696,981円

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

1 児童虐待防止対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

大和村要保護児童対策地域協議会（保健福祉課）				
概要	児童虐待問題に関して、各関係機関と円滑に情報共有を図り、迅速な対応に努める。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	0回	1回	0回	3回

2 障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

早期療育調整会議（保健福祉課）				
概要	村内外の幼稚園、保育所、子育て支援センター等関係機関の担当者による療育支援業務担当者意見交換会を実施し、情報の共有、支援に対する共通認識を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	1回	0回	0回	8回

特別児童扶養手当（保健福祉課）				
概要	身体又は精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給世帯数	1世帯	2世帯	2世帯	2世帯

3 ひとり親家庭等の自立支援の推進

【主な事業・取組の実施状況】

児童扶養手当（保健福祉課）				
概要	父母の離婚などで、父又は母のいない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）を対象に支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給世帯数	18世帯	20世帯	19世帯	17世帯

ひとり親家庭医療費助成（保健福祉課）				
概要	母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の児童や親が、診療や調剤の支給を受けた際に負担する保険診療の自己負担額を助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	55人	58人	49人	44人
対象件数	229件	286件	324件	286件
助成金額	490,236円	758,260円	653,110円	727,753円

ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（鹿児島県事業）（保健福祉課）				
概要	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	0件	0件	0件	0件

母子父子寡婦福祉資金貸付事業（鹿児島県事業）（保健福祉課）				
概要	配偶者のない女子又は男子で現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	0件	0件	0件	0件

ひとり親家庭自立支援給付金事業（鹿児島県事業）（保健福祉課）				
概要	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	0件	0件	0件	0件

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（鹿児島県事業）（保健福祉課）				
概要	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援件数	0件	0件	0件	0件

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

【主な事業・取組の実施状況】

保育サービス及び放課後児童健全育成事業等の充実により、仕事と子育ての両立支援を図る。

保育園、へき地保育所（保健福祉課）				
概要	保育園は6か月～2歳児を対象とした保育園が1か所、へき地保育所は2歳児～6歳児を対象とした保育所が3か所。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
大和へき地保育所	25人	19人	29人	30人
大棚へき地保育所	11人	16人	21人	17人
名音へき地保育所	7人	7人	休園	休園
まほろば保育園	13人	15人	15人	15人

保育料助成金（保健福祉課）				
概要	村内に定住している保護者の養育している児童が、認可外の保育施設を利用している場合に、村で算出した月額の利用者負担額と、認可外施設へ支払う月額の利用者負担額の保育料の差額を支給する。 令和6年度から廃止。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給人数	2人	0人	0人	1人
助成金額	158,000円	0円	0円	16,000円

放課後児童健全育成事業（保健福祉課）				
概要	「大和っ子クラブ」小学生対象 平日は放課後～18時、夏休み等の長期休みは8時～18時。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ利用人数	967人	2,201人	1,355人	1,550人
利用実人数	16人	24人	17人	18人

2 子どもの安全を守る取組

【主な事業・取組の実施状況】

通学路の安全推進(通学路安全推進会議等) (教育委員会)				
概要	関係機関と連携し, 通学路の安全を確保するために, 緊急合同点検を継続するとともに, 対策実施後の効果把握も行い, 対策の改善・充実を図る。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会議及び点検回数	1回	1回	1回	1回
点検箇所数	14か所	12か所	9か所	12か所

防犯灯設置及び維持管理費補助金 (総務課)				
概要	夜間における防犯対策と青少年育成を図るため、防犯灯設置についての補助金を交付する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付対象箇所 (集落)	今里 11基 思勝 11基 名音 15基 国直 2基 戸円 2基 津名久 1基 湯湾釜 2基 大和浜 19基	名音 10基 戸円 1基 思勝 13基 大棚 1基 国直 2基 大和浜 2基 大金久 5基	国直 5基 思勝 1基 今里 4基	津名久 2基 名音 8基 大和浜 1基 国直 2基

3 高校生以降の経済的負担の軽減

【主な事業・取組の実施状況】

高校生通学バス助成金 (教育委員会)				
概要	村内に住居し、バス通学をしている高校生を養育している者の経済的負担軽減のため、通学に係るバス代の全額を補助する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	34件	36件	25件	29件
助成金額	1,402,000円	6,336,000円	7,794,000円	9,108,000円

島内専門学生通学補助金（教育委員会）				
概要	村内に定住者し、島内専門学校へ通学する者を養育している者の経済的負担軽減のため、補助金を支給する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2件	2件	2件	4件
助成金額	192,900円	276,300円	384,300円	665,100円

大和村振興基金入学準備金（教育委員会）				
概要	専門学校、短期大学、大学に入学する方に対し、入学準備金の貸付を行う。（上限50万円）			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	2件	7件	8件	9件
支給金額	1,000,000円	3,037,000円	3,774,600円	3,839,520円

大和村振興基金奨学資金（教育委員会）				
概要	村内に引き続き3年以上居住する者の子どもや兄弟姉妹に対し、奨学資金の貸付を行う。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	13件	11件	19件	19件
支給金額	5,997,000円	3,360,000円	5,760,000円	6,074,492円

奨学資金・入学準備金 返還助成（教育委員会）				
概要	大和村進行基金奨学資金・入学準備金を利用した者が返還期間に大和村に住んで、遅滞なく返還した場合、その返還分を翌年に助成する。			
実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	4件	4件	4件	8件
助成金額	769,000円	769,000円	714,400円	1,440,400円

3 基本目標ごとの評価指標達成状況

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	保育所待機児童数	0人	0人	0人	達成
2	放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人	0人	達成
3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	27.5%	減少	42.8%	未達成
4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	15.2%	0%	2.6%	未達成
5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	20.0%	減少	16.7%	達成
6	1歳6か月児健康診査の受診率	100%	維持	100%	達成
7	3歳児健康診査の受診率	88.9%	100%	100%	達成

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	36.6%	減少	34.2%	達成
2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	43.3%	減少	39.5%	達成
3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	23.3%	減少	13.2%	達成

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	子育て世代包括支援センターの設置	未設置	設置	設置	達成
2	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	15.0%	減少	9.5%	達成
3	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	26.7%	減少	2.6%	達成

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

No	項目	現状	目標	実績	状況
1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	32.5%	減少	47.6%	未達成
2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	40.0%	減少	28.9%	達成
3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	35.0%	減少	26.2%	達成
4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	43.3%	減少	31.6%	達成

4 本村の課題

(1) 少子化対策

本村の出生数は減少傾向にあり、令和4年は4人となっています。合計特殊出生率は、国や県より高い値ではあるものの、平成30年から令和4年までの平均が1.85となっており、少子化の進行は今後も進むものと予想されます。

少子化の背景には、未婚・晩婚化、経済的な不安定さ、男女の仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が女性に偏っている状況、出会いの機会の減少、若者の人口流出など、様々な要因が複雑に絡み合っています。対策は容易ではありませんが、結婚や出産、子育てに関する一人一人の希望がかなえられるよう取り組む必要があります。

(2) 子育て環境や支援の満足度

本村の子育ての環境や支援に「満足」と回答した人の割合は、就学前児童保護者52.4%、小学生保護者60.6%なのに対して、「不満」と答えた人の割合は、就学前児童保護者16.6%、小学生保護者13.1%となっています。満足度の向上を目指して、子どもや子育て世帯への支援を総合的に充実させていく必要があります。

(3) 相談支援体制の充実

子育てに関して相談できる人や場所が「いない/ない」と回答した人の割合は、就学前児童保護者19.0%、小学生保護者7.9%となっています。子育て中の保護者が地域や社会から孤立することがないように、相談窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。

(4) 幼児期までの子どもの育ちの支援

国の「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」にあるとおり、乳幼児期は、子どもの生涯にわたるウェルビーイング[※]の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期です。全ての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができるよう取り組む必要があります。

(5) 妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中で、祖父母や近所の人から子育て等に関する助言や支援を受けることが難しくなっています。

関係機関の連携のもと、妊娠前から子育て期まで切れ目なく相談支援を行い、全ての人安心して妊娠・出産・子育てができるよう取り組む必要があります。

(6) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じることについて、「子どもと接する時間が少ない」と答えた人の割合は、就学前児童保護者 26.2%、小学生保護者 31.6%と高くなっています。核家族世帯、共働き世帯が増加し、仕事等の理由で、子どもを自宅でみることのできない場面が増えています。家事・育児の負担が、依然として女性に偏っている現状も踏まえ、保護者の実態とニーズに合わせた一時的保育等関連サービスの充実に取り組む必要があります。

(7) 子どもの貧困対策

こども大綱の「子どもの貧困対策」については、「こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、こどもたちが強いられないことがないような社会をつくる。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組む。」との施策方針が掲げられています。

本村においても、貧困と、その次世代への連鎖を断ち切るため、教育の支援や生活の安定のための支援に取り組む必要があります。

第4章 基本理念、基本目標、施策の体系

1 基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を前期計画の基本理念を踏襲し、次のように定めます。

【基本理念】

「住み慣れた大和村で 安心して豊かに自分らしく」

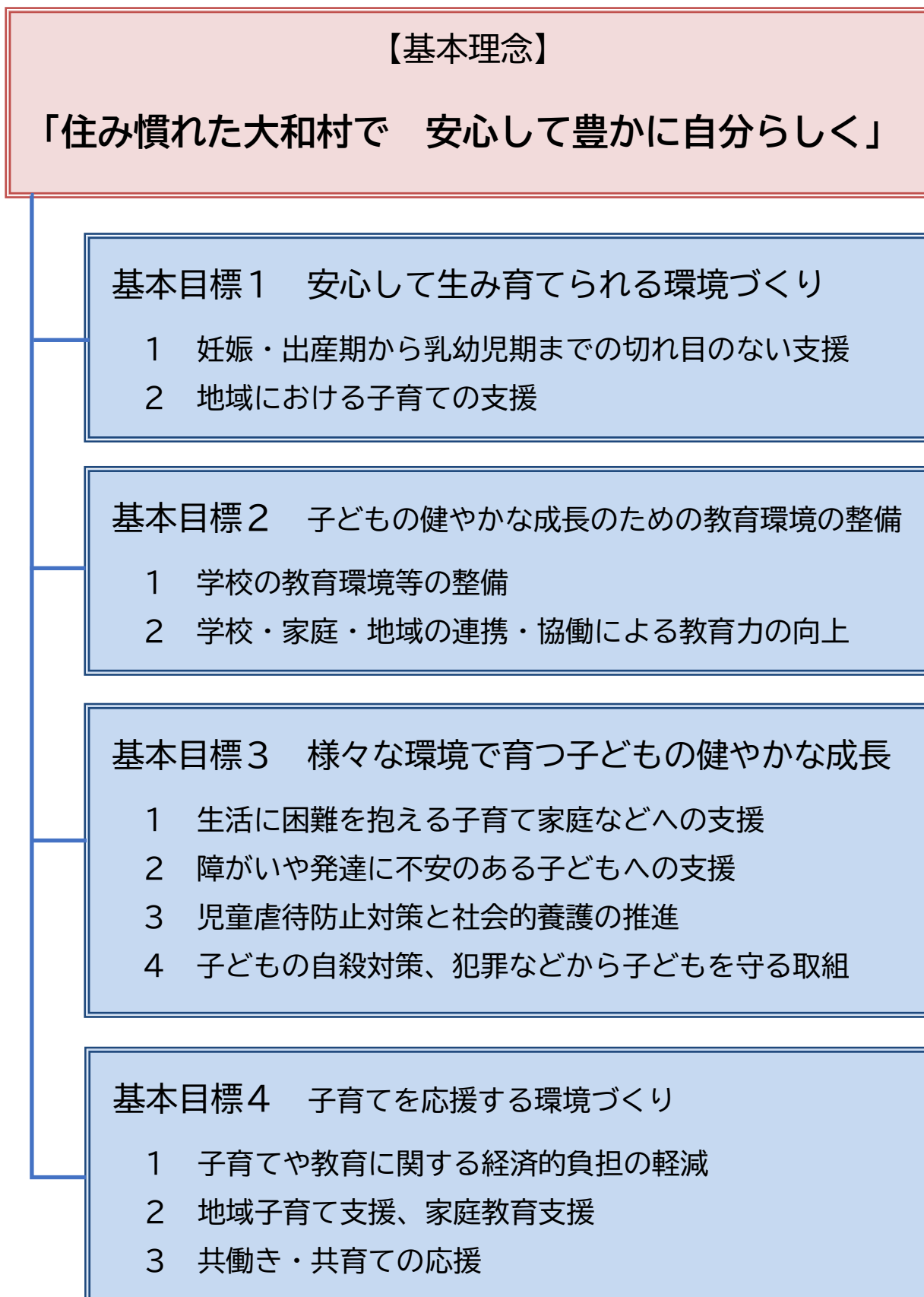
2 基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

- 1 安心して生み育てられる環境づくり
- 2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- 3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
- 4 子育てを応援する環境づくり

3 施策の体系



第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 安心して生み育てられる環境づくり

子どもの誕生前から幼児期までは、子どもの将来にわたる幸福の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期です。

また、乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様です。その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「子育て」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含む子どもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得を通じて、一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって成長することができるようにすることが必要です。

1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

適切な生活習慣の形成を図るとともに、親と子の望ましい食習慣の確立に向け、体験活動をはじめとする食育の機会の充実を図ります。

(1) 妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療費の助成

不妊に悩むご夫婦の精神的負担と経済的負担の軽減を図るため、不妊・不育治療費と特定不妊治療のための通院に要する交通費・宿泊費を助成します。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

(2) 乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所等において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを産み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実を図るため、県や近隣市町村及び関係機関との連携を強化します。

(3) 食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

2 地域における子育ての支援

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。また、安心して子どもを預けることができるよう、教育・保育環境を提供しつつ、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図ります。

(1) 幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、大和村子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、教育・保育施設による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、鹿児島県保育士人材バンク、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの確保に努めます。

また、代替保育士を確保し、働きやすい環境づくりに努めます。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、今後のニーズに応じて、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保を検討します。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

(2) 地域における子育て支援サービスの充実**① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供**

就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育てに関する不安・負担感を軽減するため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく市民に提供します。

(3) 地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
不妊治療の旅費助成金	鹿児島県の特定不妊治療費助成事業の承認を受けた夫婦を対象に、治療を受けるのに必要な交通費等の一部を助成します。	保健福祉課
母子手帳交付	親子の成長記録を通じ、健全な親子の育成を図ります。	
妊婦に対する健康診査	妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施（①、②については村外医療機関で実施）するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。	
妊婦健診助成	定期健診を全額助成します。	
妊産婦・新生児訪問	希望に応じて保健師が訪問します。	
新生児聴覚検査	新生児の聴覚検査を実施し聴覚異常の早期発見を行います。	
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	
乳幼児集団健康診査	乳幼児の発育・発達の確認を行い、乳幼児の健全育成及び保護者への育児支援を図ります。	
保育所歯科検診	むし歯の発生を予防し、歯の健康づくりを習慣づけます。	
任意予防接種助成	ロタウイルスやおたふくかぜは自己負担なし、成人肺炎球菌は自己負担ありで助成を行います。	
子育てサロン ママパパカフェ	0～2歳の保護者（ママ・パパ）と子どもたちの居場所として開催します。	
保育園、へき地保育所	保育園は6か月～2歳児を対象とした保育園を1か所、へき地保育所は2歳児～6歳児を対象とした保育所を3か所整備しています。（名音へき地保育所は令和4年度から休園）	
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童の安全確保を前提とし、遊びを主とする生活の場を提供します。	

基本目標2 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

学童期は、子どもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。自らのことを客観的に捉えられるようになり、善悪の判断や規範意識を形成するとともに、集団生活で様々な課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付けます。学童期の子どもが、安全・安心が確保された場で、小さな失敗も経験しながら、直面した課題に全力で取り組んで達成する成功体験を重ね、自己肯定感を高めることができる環境を整えていくことが重要です。

思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティ※を形成していく時期です。一方で、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係や恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。思春期の子どもが、自己肯定感を高めることができ、成育環境などを理由に自らの進路の選択が制約されることがないように支えていくことが重要です。

1 学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

(1) 確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

(2) 豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(3) 郷土教育の充実

郷土素材での道徳化授業の実施や地域の人材を活用した三味線・島唄習得など郷土教育の充実を図ります。

(4) 次世代の担い手となる人材の育成

急速に進む技術革新やグローバル化に対応する質の高い教育環境や安全で安心な学習環境の整備、児童生徒一人一人の資質・能力を最大限に伸ばす主体的・対話的で深い学びを実現する教育、学校や家庭、地域、企業等の連携・協働に関する取組を促進し、地域社会全体で次世代の担い手となる人材を育成します。

(5) 安全・安心な教育環境の充実

安全に快適に学び、安心して過ごせる教育環境に向けて、適正規模と適正配置の推進や、学校施設の長寿命化を推進します。

(6) 情報活用能力の育成

情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け、学校のICT^{*}環境整備とICTを活用した学習活動の充実を図ります。また、プログラミング教育等による情報活用能力の育成を図ります。

(7) 子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

(8) 信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

(1) 家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

(2) 地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
大和っ子スクール	大和っ子育成プランに基づき以下の活動を年4回実施します。 ・スポーツレクリエーション ・宿泊体験(自然体験・生活体験・社会体験・交流体験) ・芸術・文化(地域の伝統行事や文化財探訪) ・その他(農林水産業体験・社会奉仕体験・その他体験)	教育委員会
特色を生かした教育活動の推進	「特色ある教育活動」支援事業を活用し、学力向上をはじめ、郷土の伝統文化の習得・自然体験学習の取組など、各学校の特色を生かした教育活動をより一層推進します。	
大和村インターネット学習塾	保護者の経済的負担軽減のため、村内においてインターネットを活用し学習支援を図ります。	企画観光課
大和村国際交流事業	中学生の希望者を対象に、海外へ派遣し、交流体験を通して、語学力の向上を図り国際感覚を育みます。	

基本目標3 様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

本村の子どもが、家庭環境に関わらず、夢や希望を持って生きていくことができるよう、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労の支援など、様々な面から、関係機関との連携により、子どもの貧困対策に取り組みます。

子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援など、関係機関との連携を一層強化し、情報を共有しながら切れ目のない支援を行っていきます。

様々な支援が必要な子どもに対し、全ての成長過程において、支援を必要としているときに、必要な支援が行き届く体制の充実を図り、ライフステージに応じた切れ目のない支援（縦横連携）を推進します。

1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

子どもが、家庭の経済状況にかかわらず、健やかに成長できる環境をつくるとともに、教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。また、安定した生活により、安心して子育てできるよう、ひとり親家庭の総合的な支援を推進します。

(1) 教育の支援

貧困の世代間連鎖を断ち切るために、就学援助制度や奨学金、貸付等による経済的支援によって学習機会の確保・充実を図るとともに、子どもに対して教育により将来への希望を持つことができるよう啓発していきます。

経済的に困窮している世帯に対しては、「貧困の連鎖を教育で断つ」ことを確実に進めるため、学校教育による学力向上、ひとり親家庭や生活困窮者世帯等を含む学習支援などを行います。

(2) 生活の安定に資するための支援

保護者に対しては、生活困窮者自立支援制度に基づく相談支援や子育てを両立するための生活支援を行います。一方、子どもに対しては、学校における健康教育等の強化を進めるとともに、健康診断や食育の推進などの保健衛生の取組強化を進めます。

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

ひとり親家庭に対する資格取得の支援や職業紹介により、安定雇用による就労所得を増加させ、経済的自立による子どもの生活環境の改善につなげます。

(4) 経済的支援

教育費負担の軽減をはじめ、県や村などの各事業主体において、各種手当や就学援助費、貸付金などの現行制度の周知強化等に努めます。

2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じて、居宅介護、放課後等デイサービス等の通所支援、療養生活の支援、保育所等への巡回支援を行います。子どもの成長に不安を感じる家族に対しては、相談窓口を利用しやすくなるよう情報提供に努め、家庭の子育てへの負担軽減につなげるとともに、適切な支援が提供可能である専門相談につなぐなど、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

保育所等や放課後児童クラブにおいては、障がいのある子どもを受け入れるため、職員の加配や研修の充実を図ります。

医療的ケア児とその家族が身近な地域で必要な支援を受けられるように、保健、医療、福祉、教育、保育などの関係機関等が連携し、地域における情報の共有や課題の整理を行うとともに、サービスの質の確保・向上に取り組むなど医療的ケア児の支援体制の構築に取り組めます。

3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

(1) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクト※に該当することを踏まえ、母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知啓発します。

(2) 児童虐待の予防や早期発見・早期対応

妊娠期から保護者とのつながりを大切にし、切れ目なく支援することで、児童虐待の予防につなげます。子育てに対する相談をはじめ、児童虐待の予防から継続的な支援を行うとともに、「大和村要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童相談所等の専門機関との連携を図り、児童虐待防止に対する取組を推進します。

(3) ヤングケアラーへの支援

ヤングケアラーにおける問題は、本人や家族が自覚していないことも多く、顕在化しづらいことを念頭に置いた上で、子どもや家族の思いに寄り添いながら、関係機関が連携してヤングケアラーを早期発見・把握し、適切な支援につなげていきます。

(4) 教育相談体制の充実

児童・生徒が悩みを抱え込まず、心にゆとりが持てるよう、学校等では気軽に相談でき、効果的なカウンセリングが行える相談体制の強化を推進します。

児童・生徒がお互いを思いやる心を育てる教育の実践を推進し、いじめが起きない・いじめを起こさせないよう継続して取り組み、学校の教育相談体制の充実を図ります。

4 子どもの自殺対策、犯罪などから子どもを守る取組

全国的に小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、子どもへの自殺対策を推進します。

社会の情報化が進展する中、子どもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるように、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に努めます。

子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

(1) 子どもの自殺対策

子どもが自身の心の危機に気付き、身近な信頼できる大人に相談できる力を培うために、「SOSの出し方に関する教育[※]」を継続して実施します。

また、様々な課題を抱える子どもに対し、スクールカウンセラー[※]やスクールソーシャルワーカー[※]を配置し、学校におけるチームでの教育相談体制の充実を促進します。

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

子どもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や情報リテラシー[※]の習得支援、子どもや保護者等に対する啓発、フィルタリング[※]の利用促進、ペアレンタルコントロール[※]による対応の推進など、子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

(3) 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

子どもへの犯罪被害を防ぐために行政、警察・関係機関・団体間の定期的な情報交換の体制づくり、場づくりを推進します。また、警察、学校、PTA、家庭、地域との連携を強化し、子どもを犯罪から守る被害防止活動を支援します。

学校施設や通学路の安全点検・安全対策、見守り活動の充実を図り、子どもたちの安全・安心の確保を図る取組を推進します。

(4) 非行防止と自立支援

子どもの非行防止や、非行・犯罪に及んだ子どもとその家族への相談支援を行うとともに、学校や警察等の関係機関・団体との連携を図り、自立支援を推進します。

社会全体として非行や犯罪に及んだ子どもに対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
就学援助	大和村に住んでいる村立小学校・中学校に在籍する児童生徒の保護者で、経済的な理由により義務教育を受けさせることが困難であると認められる方に対し、学用品費や給食費などの援助を実施します。	教育委員会
大和村振興基金奨学資金	村内に引き続き3年以上居住する者の子どもや兄弟姉妹に対し、奨学資金の貸付を行います。	
奨学資金・入学準備金返還助成	大和村進行基金奨学資金・入学準備金を利用した者が返還期間に大和村に住んで、遅滞なく返還した場合、その返還分を翌年に助成します。	
児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母のいない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭など）を対象に支給します。	保健福祉課
ひとり親家庭医療費助成	母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭の児童や親が、診療や調剤の支給を受けた際に負担する保険診療の自己負担額を助成します。	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業 （鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とします。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 （鹿児島県事業）	配偶者のない女子又は男子で現に20歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。	

ひとり親家庭自立支援給付金事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とします。	保健福祉課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（鹿児島県事業）	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ります。	
早期療育調整会議	村内外の幼稚園、保育所、子育て支援センター等関係機関の担当者による療育支援業務担当者意見交換会を実施し、情報の共有、支援に対する共通認識を図ります。	
特別児童扶養手当	身体又は精神に中度以上の障がいがある20歳未満の児童を養育している方に支給します。	
大和村要保護児童対策地域協議会	児童虐待問題に関して、各関係機関と円滑に情報共有を図り、迅速な対応に努めます。	
通学路の安全推進（通学路安全推進会議等）	関係機関と連携し、通学路の安全を確保するために、緊急合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を図ります。	教育委員会
防犯灯設置及び維持管理費補助金	夜間における防犯対策と青少年育成を図るため、防犯灯設置についての補助金を交付します。	総務課

基本目標4 子育てを応援する環境づくり

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを応援します。

1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子どもと家庭の状況に応じた手当の支給や医療費助成、幼児教育・保育の無償化など、子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持って子どもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるよう環境を推進します。

(1) 出産・子育て応援給付支援

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近な相談に応じ、必要な支援につなぐ「伴走型の相談支援」と、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用できる「経済的支援」を一体として実施します。

(2) 子ども医療費の助成

子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の支援を継続します。

(3) 幼児教育・保育の負担軽減

幼児教育・保育の無償化に係る子育てのための施設等利用給付を適正に行い、幼児教育・保育に関わる経済的負担の軽減を図り、全ての子どもに質の高い幼児教育・保育を受ける機会を確保します。

(4) 大和村小中学生育成助成金

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、村内の小中学校に通う児童がいる世帯に対する就学援助費の支給を継続します。

2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

3 共働き・共育での応援

共働き・共育での応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の改善、男女共同参画の推進など、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。

（1）仕事と子育ての両立支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、性別に関わらず仕事と子育てが両立できる働き方への意識啓発や企業の取組に対する啓発を行います。

（2）男女共同参画の推進

固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みを持つことがないよう、男女共同参画についての正しい理解の浸透に向け、様々な世代における広報啓発に取り組みます。

【関連する事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
出産祝金	村内定住者で出産した方に、第1子20万円、第2子30万円、第3子以降50万円を進呈します。	保健福祉課
児童手当	18歳年度末までの児童を養育している方に対して支給します。	
育児助成金	満6歳までの児童のいる村内定住家庭が対象で、児童1人に対し1か月5千円を年3回に分けて支給します。	
子ども医療費助成	子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健康増進と健やかな育成に寄与するため、0歳から高校3年生相当年齢（満18歳到達後の最初の3月31日まで）の子ども医療費の助成を行います。	
大和村小中学生育成助成金	村内定住家庭が対象で、小学生年額3万5千円、中学生年額5万円を養育している方に就学援助として支給します。	
修学旅行費用助成金	保護者の経済的負担軽減のため、修学旅行に係る費用の8割を補助します。	教育委員会

高校生通学バス助成金	村内に住居し、バス通学をしている高校生を養育している者の経済的負担軽減のため、通学に係るバス代の全額を補助します。	教育委員会
島内専門学生通学補助金	村内に定住者し、島内専門学校へ通学する者を養育している者の経済的負担軽減のため、補助金を支給します。	
大和村振興基金入学準備金	専門学校、短期大学、大学に入学する方に対し、入学準備金の貸付を行います。(上限 50 万円)	

第6章 事業計画

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第61条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本村では第2期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を村全体1区域として設定します。

2 量の見込み及び確保方策の概要

(1) 「量の見込み」を算出する事業

国から示された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

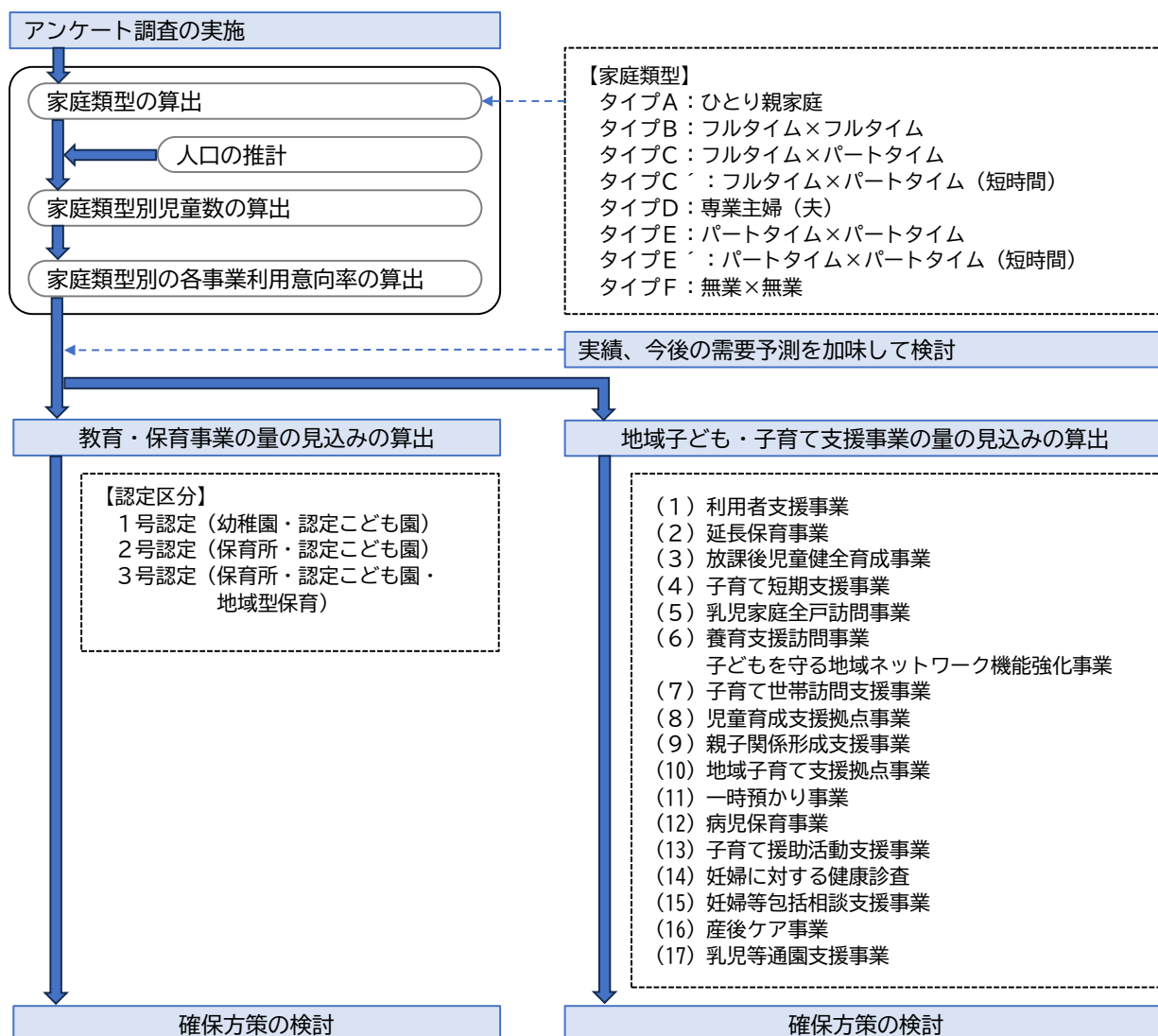
教育・保育	
1	子ども・子育て支援法第19条1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（1号認定）
2	子ども・子育て支援法第19条2号及び第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子ども（2号認定、3号認定）
地域子ども・子育て支援事業	
1	利用者支援に関する事業
2	時間外保育事業
3	放課後児童健全育成事業
4	子育て短期支援事業
5	乳児家庭全戸訪問事業
6	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業
7	地域子育て支援拠点事業
8	一時預かり事業
9	病児保育事業
10	子育て援助活動支援事業
11	妊婦に対して健康診査を実施する事業
12	産後ケア事業
13	乳児等通園支援事業

(2) 量の見込みと確保方策の検討

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする、5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本村においても、令和6年2月に実施したアンケート調査結果をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

【量の見込みの算出の流れ】

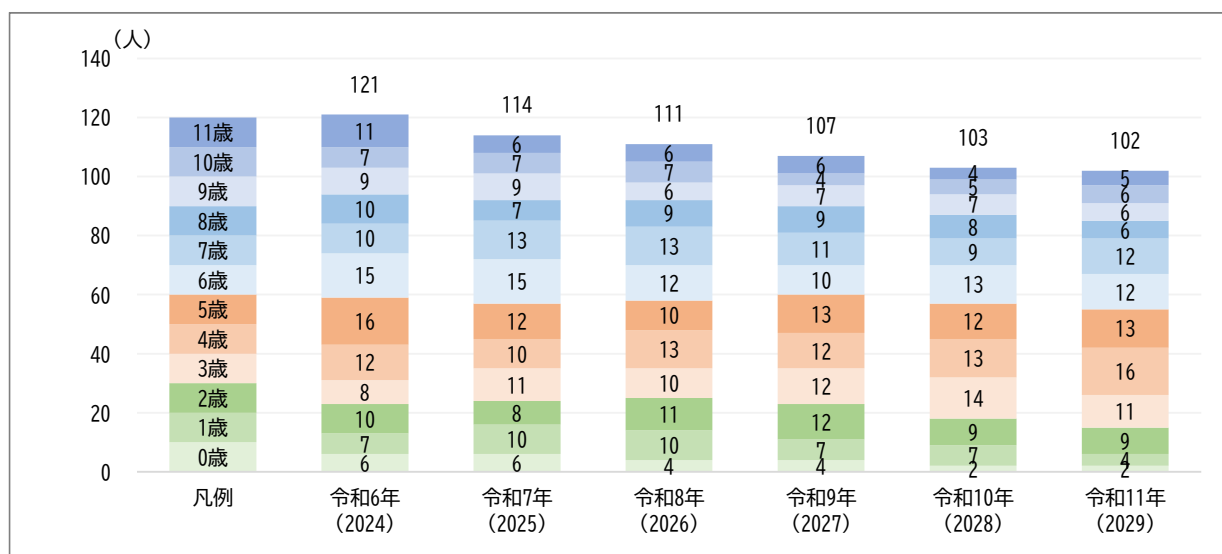


(3) 推計児童数の算出

各事業の「量の見込み」を算出するための基礎となる0歳から11歳までの児童数の推計は、令和2年から令和6年までの各年3月31日現在の住民基本台帳人口を使用し、コーホート変化率法※を用いて算出しました。

単位：(人)

	実績	推計				
	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
0歳	6	6	4	4	2	2
1歳	7	10	10	7	7	4
2歳	10	8	11	12	9	9
3歳	8	11	10	12	14	11
4歳	12	10	13	12	13	16
5歳	16	12	10	13	12	13
小計	59	57	58	60	57	55
6歳	15	15	12	10	13	12
7歳	10	13	13	11	9	12
8歳	10	7	9	9	8	6
9歳	9	9	6	7	7	6
10歳	7	7	7	4	5	6
11歳	11	6	6	6	4	5
小計	62	57	53	47	46	47
合計	121	114	111	107	103	102



3 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

(1) 対象となる家庭類型及び児童年齢

① 1号認定

【1号認定の3～5歳児】

対象となる家庭類型	タイプC´：フルタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプD：専業主婦（夫）家庭
	タイプE´：パートタイム×パートタイム（短時間）共働き家庭
	タイプF：無業・無業の家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

【2号認定の3～5歳児（保育の必要性あり）のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの】

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

② 2号認定（保育の必要性あり 保育所等の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	3歳～5歳児

③ 3号認定（保育の必要性あり 保育所等＋地域型保育の利用）

対象となる家庭類型	タイプA：ひとり親家庭（母子又は父子家庭）
	タイプB：フルタイム×フルタイム共働き家庭
	タイプC：フルタイム×パートタイム共働き家庭
	タイプE：パートタイム×パートタイム共働き家庭
対象となる児童年齢	0歳～2歳児

(2) 量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し、令和7年度から令和11年度までの教育・保育事業の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1年目（令和7年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	33人	2人	9人	7人	18人
確保方策	地域型保育事業				3人	12人		15人
	八き地保育所			48人			12人	12人
	② 合計			48人	3人	12人	12人	27人
過不足（②-①）				15人	1人	3人	5人	9人

2年目（令和8年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	33人	1人	9人	10人	20人
確保方策	地域型保育事業				3人	12人		15人
	八き地保育所			48人			12人	12人
	② 合計			48人	3人	12人	12人	27人
過不足（②-①）				15人	2人	3人	2人	7人

3年目（令和9年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	37人	1人	6人	11人	18人
確保方策	地域型保育事業				3人	12人		15人
	八き地保育所			48人			12人	12人
	② 合計			48人	3人	12人	12人	27人
過不足（②-①）				11人	2人	6人	1人	9人

4年目（令和10年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	39人	1人	6人	8人	15人
確保 方策	地域型保育事業				3人	12人		15人
	へき地保育所			48人			12人	12人
	② 合計			48人	3人	12人	12人	27人
過不足（②-①）				9人	2人	6人	4人	12人

5年目（令和11年度）		1号認定+ 2号認定（教育ニーズ）		2号認定 （保育ニーズ）	3号認定			
		1号認定	うち2号 認定 （教育ニーズ）		0歳	1歳	2歳	合計
① 量の見込み		0人	0人	40人	1人	4人	8人	13人
確保 方策	地域型保育事業				3人	12人		15人
	へき地保育所			48人			12人	12人
	② 合計			48人	3人	12人	12人	27人
過不足（②-①）				8人	2人	8人	4人	14人

（3）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①3歳未満推計人数	24人	25人	23人	18人	15人
②3歳未満量の見込み	18人	20人	18人	15人	13人
③3歳未満利用定員数	27人	27人	27人	27人	27人
④保育所等利用割合（②÷①）	75.0%	80.0%	78.2%	83.3%	86.7%
⑤保育利用率（③÷①）	112.5%	108.0%	117.4%	150.0%	180.0%

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

(1) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	保健福祉課において実施
確保方策の考え方	保健福祉課において実施

【基本型・特定型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
確保方策 【実施箇所数】	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所

【こども家庭センター型】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【実施箇所数】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
確保方策 【実施箇所数】	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

(2) 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び令和2年度から令和6年度までの5年間の実績を勘案し算出
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	1年生	8人	7人	6人	6人	6人
	2年生	10人	10人	9人	9人	9人
	3年生	4人	4人	3人	3人	3人
	4年生	2人	1人	1人	1人	1人
	5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	合計	26人	24人	21人	21人	21人
確保 方策	【年間実人数】	26人	26人	26人	26人	26人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により 家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出
確保方策の考え方	ニーズがあった際は、委託先である児童養護施設で対応

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】		0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保 方策	【年間延べ人数】	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの「妊産婦・新生児訪問事業」の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健師2名で対応

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	6人	4人	4人	2人	2人
確保方策 【実施箇所及び対応】	保健師2名	保健師2名	保健師2名	保健師2名	保健師2名

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。当面は村単独事業として実施予定のため、地域子ども・子育て事業としての計上は行っていません。

(7) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(8) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(9) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(10) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

量の見込み算出の考え方	令和6年度の類似事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	常設の地域の子育て拠点を設け実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【月間延べ人数】		20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
確保方策	【月間延べ人数】	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(11) 一時預かり事業**① 幼稚園型**

幼稚園等における在園児のうち、1号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(12) 病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(13) 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。今後のニーズを踏まえ、実施を検討します。

(14) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	県内医療機関での対応を継続

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間実人数】	4人	4人	2人	2人	2人
確保方策 【実施箇所】	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関	県内医療機関

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産と子育てにかかる経済的負担軽減（経済的支援）と妊産婦及び乳幼児とその家族に対して面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を一体的に行う事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の類似事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見 込 み	妊娠届出数	4人	4人	2人	2人	2人
	1組当たり面談回数	2回	2回	2回	2回	2回
	面談等実施合計回数	8回	8回	4回	4回	4回
確保方策 【面談等実施対応回数】		8回	8回	4回	4回	4回

(16) 産後ケア事業

出産後1年未満の母子に対して、「訪問型」、「宿泊型」、「日帰り型」による心身のケアや育児のサポート等を行い、育児の不安や負担を軽減し、産後も安心して子育てができるよう支援サービスを提供する事業です。

量の見込み算出の考え方	令和2年度から令和6年度までの5年間の類似事業実績等を勘案し算出
確保方策の考え方	保健福祉課で実施

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み 【年間延べ人数】	12人日	12人日	6人日	6人日	6人日
確保方策 【年間延べ人数】	12人日	12人日	6人日	6人日	6人日

(17) 乳児等通園支援事業

保育所等に通園していない子どもについて保護者の就労要件を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で保育園等において定期的な預かりを行うことで、集団生活の機会を通じた子どもの育ちを応援するとともに、子育てに関するお悩みに対してアドバイスなどを行い、子どもの良質な成育環境を支援する事業です。なお、令和8年度から本格実施の事業になります。

量の見込み算出の考え方	令和7年度以降の第3号
確保方策の考え方	村内保育施設で実施

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
1歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
2歳児	量の見込み 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日
	確保方策 【年間延べ人数】	0人日	1人日	1人日	1人日	1人日

5 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

本村においては、需要と供給のバランスを考慮しつつ移行を検討します。

(2) 質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育所等への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

(3) 教育・保育施設等と小学校との連携

保育所と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

6 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や村ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

7 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて保育施設等の整備を検討します。

8 放課後児童対策

本村においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、国の「放課後子ども総合プラン」（平成26年7月策定）、「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月策定）に基づき、放課後児童対策を推進してきました。

国においては、「新・放課後子ども総合プラン」が令和5年度までで終了し、引き続き令和6年度まで「放課後児童対策パッケージ」に基づき取組を推進しています。本村においても国の動向を踏まえながら、本村の実態に即した放課後児童健全育成事業に取り組めます。

（1）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	1年生	8人	7人	6人	6人	6人
	2年生	10人	10人	9人	9人	9人
	3年生	4人	4人	3人	3人	3人
	4年生	2人	1人	1人	1人	1人
	5年生	2人	2人	2人	2人	2人
	6年生	0人	0人	0人	0人	0人
	合 計	26人	24人	21人	21人	21人
確 保 方 策	【年間実人数】	26人	26人	26人	26人	26人
	【実施箇所数】	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

（2）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

第7章 計画の推進と進行管理

1 計画の推進体制

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

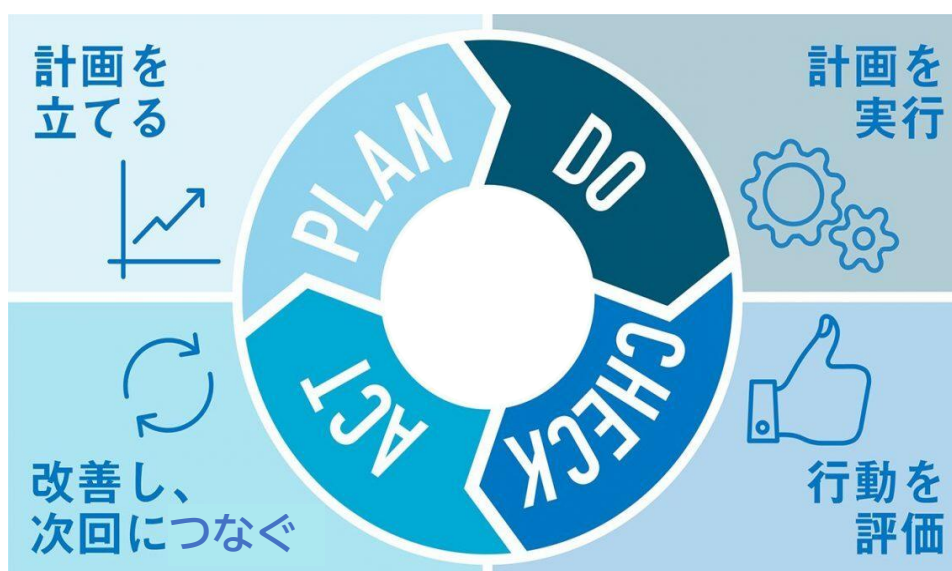
2 計画の進捗管理

本計画の着実な実行のため、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善につなげます。

進捗を確認するに当たっては「大和村子ども・子育て会議」で点検・評価を行うとともに、結果においては、村ホームページ等で公開する等、当事者である子どもや子育て世帯への情報提供に努めます。

本計画の内容については、住民ニーズや社会情勢、国における制度改正等を踏まえ、必要に応じて取組の充実や見直しを図ります。

【PDCA サイクルに基づく進捗評価】



資料編

1 大和村子ども・子育て会議条例

平成25年9月26日条例第18号
改正 令和6年6月18日条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる事務を処理するため、大和村子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を設置する。

(組織)

第2条 会議は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、村長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども子育て支援に関する事業に従事している者
- (3) 子どもの保護者の代表者
- (4) その他村長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月18日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

2 大和村子ども・子育て会議委員名簿

番号	区分	役職等	氏名
1	学識経験者	教育長	晨原 弘久
2	学識経験者	教育委員会事務局長	前田 逸人
3	学識経験者	小児科医	小川 結実
4	学識経験者	保健福祉課保健師	藤原 葉子
5	事業従事者	保健福祉課保育士代表	勝 優 芳
6	保護者代表	主任児童委員	直島 秀治
7	その他 (村長が必要と認めるもの)	社会福祉法人 鹿児島県保育連合会会長 社会福祉法人 真和会 阿多こども園園長	下園 和靖
8	その他 (村長が必要と認めるもの)	鹿児島県保育士会会長 発達支援事業所なごみ施設長	下園 美由紀
9	その他 (村長が必要と認めるもの)	民生・児童委員会会長	森 忠夫
10	その他 (村長が必要と認めるもの)	大和村議会代表	藏 正

3 用語解説

頁	用語	解説
2	参酌基準	各自治体が計画に定めるサービス見込量を算定するに当たって、「国が定める基本指針を十分参照しなければならない基準」のこと。
2	包摂（インクルージョン）	社会や組織があらゆる人々を受け入れ、差別や排除をなくし、全ての人が平等に参加できる状態を追求する考え方。
2	参酌標準	各自治体が地域の実情等に応じて実際のサービス見込量等を自らの判断で計画に定める際の参考とする数値。
2	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者。
3	こども未来戦略	「若者・子育て世代の所得を増やす」、「社会全体の構造や意識を変える」、「全ての子どもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく」を戦略の基本理念として掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子どもを持ち、安心して子育てできる社会、子どもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指している。
3	幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン	こども基本法の目的と理念に基づき、子どもの誕生前から幼児期までの育ちを通じて切れ目なく、子どもの心身の健やかな育ちを保障する観点で策定された。
3	こどもの居場所づくりに関する指針	こどもの居場所づくりに関する基本的な視点などについて、国としての考え方を整理して示したもの。「こども家庭審議会」、「こどもの居場所部会」の議論や当事者の意見聴取などを経て策定された。
8	合計特殊出生率	15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性とその年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。
54	ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に幸せな状態。
61	アイデンティティ	自分が自分であること、さらにはそうした自分が、他者や社会から認められているという感覚のこと。
62	ICT	Information and Communication Technology（情報通信技術）の略。
65	ネグレクト	幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。
66	SOSの出し方に関する教育	「こどもが、現在起きている危機的状況、又は今後起こり得る危機的状況に対応するために、適切な援助希求行動（身近にいる信頼できる大人にSOSを出す）ができるようにすること」、「身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすること」を目的とした教育。

頁	用語	解説
66	スクールカウンセラー	児童生徒が抱える問題に学校ではカバーし難い多くの役割を担い、教育相談を円滑に進めるための潤滑油ないし、仲立ち的な役割を果たす者。
66	スクールソーシャルワーカー	問題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、問題解決への対応を図る者。
66	情報リテラシー	様々な情報を、適切に活用できる基礎能力のこと。
66	フィルタリング	青少年を違法・有害情報との接触から守り、安心して安全にインターネットを利用する手助けをするサービス。
66	ペアレンタルコントロール	子どもが持つスマホやパソコンの利用方法を、保護者が管理する機能。
74	コーホート変化率法	同年または同期間のそれぞれの集団（「コーホート」という。）について、過去における実績人口の動態から求められる「変化率」に基づき、将来人口を推計する方法。

第3期大和村子ども・子育て支援事業計画
(令和7年度～11年度)

令和7年3月

発行・編集

大和村 保健福祉課

〒894-3192 鹿児島県大島郡大和村大和浜100番地

TEL 0997-57-2218 FAX 0997-57-2161

余白ページ

